

碧南市景観計画

素案

この素案は現時点の事務局案であり、今後の検討に応じて
内容を見直していきます。

平成 23 年 8 月
碧南市

<目 次>

はじめに

序 章 1

1 碧南市における景観計画	1
(1) 景観計画策定の背景と目的	1
(2) 景観計画の役割	2
2 景観計画の位置づけ	3
(1) 景観計画の位置づけ	3
(2) 景観計画と各種法制度との連携	4
(3) 景観計画と条例の関係	4
(4) 計画期間と見直し	4
3 景観計画の構成	5

第1章 景観計画区域の設定 6

第2章 良好な景観の形成に関する方針 7

1 景色づくりの基本的な考え方	7
(1) 基本理念	7
(2) 景色の将来像と基本目標	8
(3) 本市における景色の特性	13
(4) 景色資源の抽出の考え方	15
2 地域区分別の景色づくりの基本方針	16
■基本軸	
(1) 旧海岸線基本軸	18
(2) 旧衣ヶ浦海岸基本軸	21
(3) 旧堤防基本軸	24
(4) 矢作川基本軸	26
(5) 蜷川基本軸	29
(6) 新川基本軸	32
(7) 堀川基本軸	35
(8) 旧名鉄三河線基本軸	38
■面的要素	
(1) 油ヶ淵ゾーン	40
(2) 集落ゾーン	43
(3) 近代開拓ゾーン	51
(4) 新市街地ゾーン	54
(5) 臨海ゾーン	57
(6) 田園ゾーン	60
(7) 新田開発ゾーン	62

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

- 1 景観重要建造物の指定の方針**
- 2 景観重要樹木の指定の方針**

第5章 良好な景観の形成のために必要な事項（選択事項）

- 1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項**
- 2 景観重要公共施設の整備に関する事項**
- 3 景観重要公共施設の占用等の許可基準**
- 4 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項**

第6章 景色づくりの推進に向けて

注) 第4回景色づくり委員会の検討内容

序 章

1 碧南市における景観計画

(1) 景観計画策定の背景と目的

国は平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を策定し、良好な景観形成を国政上の課題として位置づけ、さらに平成16年6月には「景観法」を制定して、市町村などが地域の特性を活かした良好な景観形成を積極的に推進していく環境を整えました。

こうした中、本市では、平成16年度から平成18年度に市民意向調査やワークショップを実施して市民の景色に対する意識を把握しながら、景色づくりに関する基本的な考え方や、景色づくりに向けた具体的な取組内容を示した「碧南市景色づくり基本計画」（平成19年3月）を策定しました。

「碧南市景色づくり基本計画」では、景色をみんなのものにする「景色の共有化」、持続可能な景色づくりを推進するための「景色を守り・育む」の基本的な2つの取組方針を打ち出しており、当面取組むべき施策として「景色の共有化」を推進しています。具体的には、平成17年度から平成22年度に地区別の景色を集める会、景色を語らう会の開催、平成19年度に市内6地区における景色づくり出前講座の開催、平成20年度から碧南の景色フォトコンテストの開催などの、市民を対象とした多様な取組を実施してきました。

また、「第5次碧南市総合計画」（平成22年3月）では、重点的な取組「清らかな水と豊かな緑」を示し、「先人が親しみ、育んできた恵まれた自然環境や、今まで築いてきた財産を保全、整備、再生、連携することにより、さらに美しい郷土へきなを創造し、次代へ継承していくこと」として、景観法に基づく景観計画の策定の必要性を示しています。

これを受けて、本市は平成23年2月27日に景観行政団体になりました。

本計画は任意計画である「碧南市景色づくり基本計画」の考え方を継承しつつ、景観法に基づく景観計画に移行することで、本市が持つ様々な資源を利活用・再生・創造し、市民・地域の結びあいや新たな地域力を育み、いきいきと暮らせるまちの形成に資することを目的とします。

(2) 景観計画の役割

①碧南市の景色づくりの総合的な指針

本市には、特別な景勝地や際立った観光資源はみられません。しかし、私たちが日常的に目にする景色は「暮らしを創る場」の基調となるもので、慣れ親しんだ大切な資源といえます。

これらの「景色を守り・育む」ために、本市の景色の将来像や、地域に応じた基本方針を示すことで、景色づくりを実現していくための総合的な指針としての役割を担います。

②地域特性に応じた実効性のあるルール

今日まで続く長い歴史のなかで、市民と風土に育まれてきた碧南の景色を大切に守り、次の世代にも残し伝えていくことが大切です。

景観法に基づく土地利用などの制限や誘導の具体的な基準を示すことで、さらに美しい郷土へきなを創造していくためのルールとしての役割を担います。

③協働による景色づくりのガイドライン

「景色を守り・育む」主役は私たち一人ひとりであり、市民、事業者、行政などの相互のパートナーシップの確立が必要です。

景色づくりの共通理解を深めるため、基本的な考え方や計画の実現を図るための取組などについて示すことで、住民、事業者、行政が協働して景色づくりを持続的に進めていくためのガイドラインとしての役割を担います。

2 景観計画の位置づけ

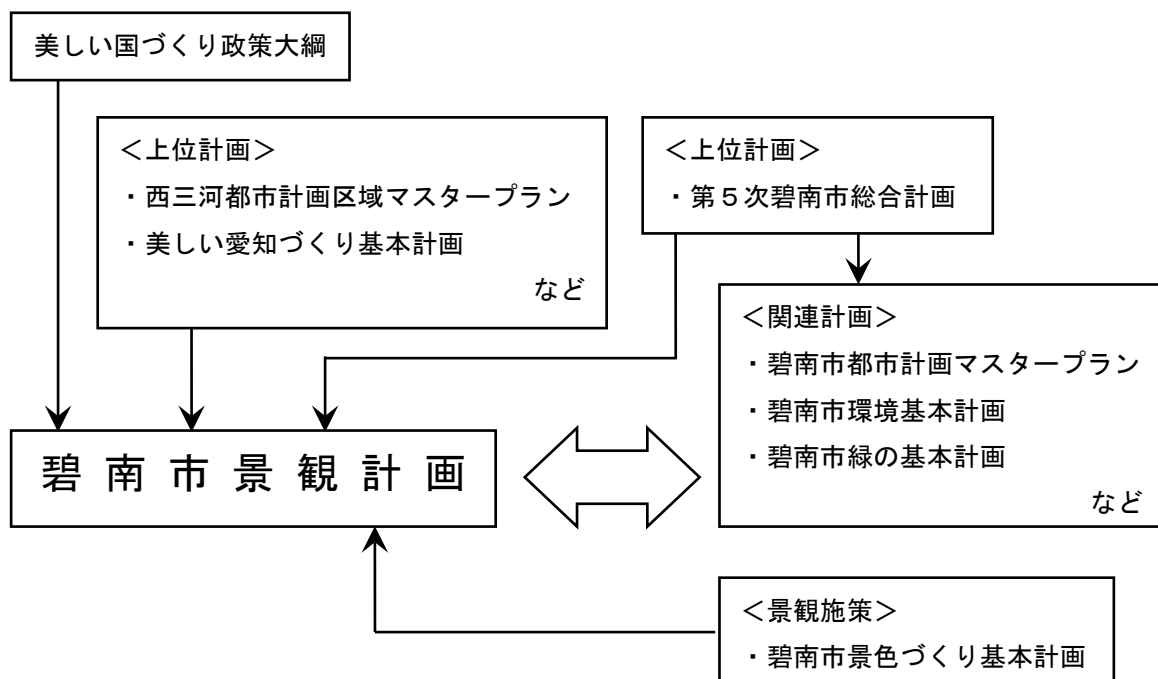
(1) 景観計画の位置づけ

本計画は、景観行政団体である本市が景観法第8条第1項に基づき、策定する景観計画です。
景観計画では、本市の景色の特性や課題、これまでの取組を踏まえて、以下のうち①から⑦について定めるほかに、景色づくりの推進のための施策もあわせて定めています。

景観計画において定める項目（景観法第8条、第16条関係）

必須事項	①景観計画区域
	②景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
	③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
	④景観重要建造物・樹木の指定の方針
選択事項	⑤屋外広告物の表示・掲出に関する事項
	⑥景観重要公共施設に関する事項
	⑦景観農業振興地域整備計画に関する事項
	⑧自然公園法の許可の基準

また、「第5次 碧南市総合計画」、「碧南市都市計画マスタープラン」、「碧南市環境基本計画」などの上位・関連計画と整合を図っています。



碧南市景観計画の位置づけ

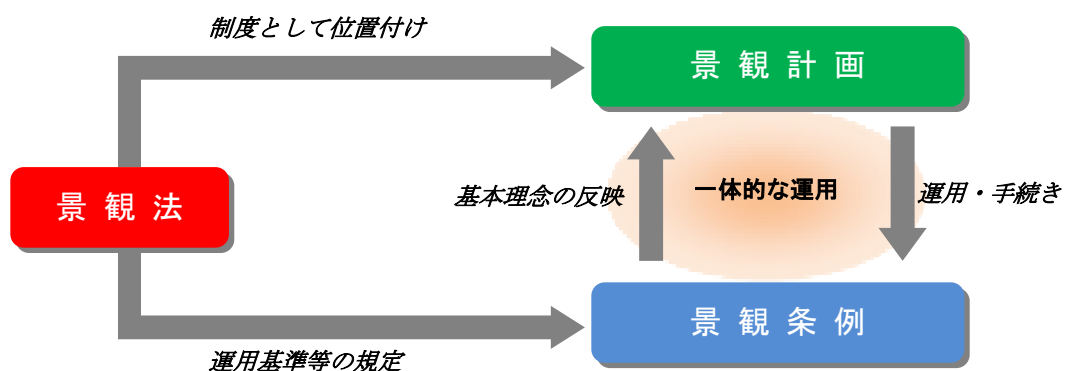
（２）景観計画と各種法制度との連携

景色づくりを積極的に推進するためには、景観法による景観計画だけではなく、都市計画法、屋外広告物法、都市緑地法など関連する様々な法律との連携を図りながら、総合的な施策の推進に取り組む必要があります。



（３）景観計画と景観条例の関係

景観計画は、景観条例と一体となって運用することにより、本市独自の景観施策が可能となります。具体的には、景観計画に示す届出や勧告による緩やかな制限や誘導について、地域の個性が反映できるよう、変更命令や対象行為の付加、除外について景観条例に定めることができます。



（４）計画期間と見直し

本計画は、本市の景色を次世代に継承することを目指して、遠い未来を思い描きつつ、実効性の高い計画とするため、計画期間は平成 34 年とします。また、社会情勢の変化、市民、事業者、行政の意識の高まり等、必要に応じて見直しを行っていくこととします。

3 景観計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

序章

景観計画策定の背景と目的、景観計画の役割、位置付けを示す。

第1章 景観計画区域の設定

景観法に基づいて景色づくりに取組んでいく区域を示す。

(第8条第2項第1号)

第2章 良好な景観の形成に関する方針

1 景色づくりの基本的な考え方

景色づくりの基本理念、本市が景色の将来像と基本目標とともに、本市の景色特性を示す。

2 地域区分別の景色づくりの基本方針

景色の特性に基づいた地域区分を示す。

地域区分ごとの景色資源、歴史と景色特性、課題、基本方針を示す。

(第8条第2項第2号)

第3章 行為の制限に関する事項

良好な景色づくりを誘導するために、個別の建築活動等における「届出対象行為」及び「景観形成基準」を示す。

(第8条第2項第3号、第16条第1項各号、第16条第7項第11号)

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

地域の個性ある建造物と樹木について、指定の方針と基準を示す。

(第8条第2項第4号)

第5章 良好な景観のために必要な事項（選択事項）

良好な景色の保全・形成など、必要に応じて運用基準を示す。

(第8条第2項第5号)

第6章 景色づくりの推進に向けて

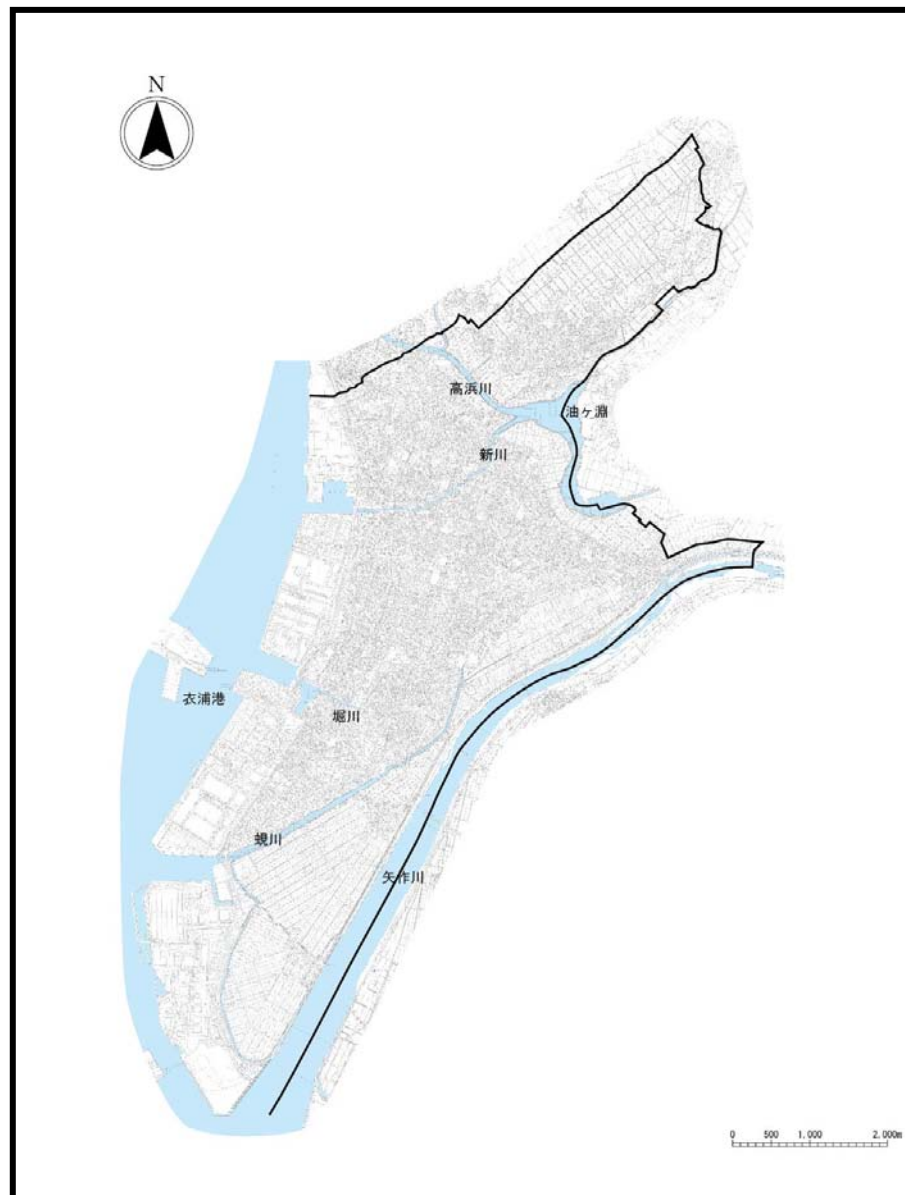
ルールを育む仕組み、人を育む仕組み、景色づくりの制度と進め方、景色づくりの施策や事業を示す。

第1章 景観計画区域の設定

本市は、海、河川、湖沼の水辺や、広大な農地などの豊かな緑に囲まれ、市街地に歴史ある寺社や公園・緑地などの公共施設、物流・生産活動を支える伝統的産業や臨海部の工業地帯などの様々な景色資源が広がっています。

また、これまで「碧南市景色づくり基本計画」に基づいて、市全域を対象に様々な景色づくりに取り組んできました。

このような現状や経緯を踏まえて、引き続き市全域に広がる様々な景色資源を対象に景色の保全、創出や調和のある景色づくりが必要であると考え、市全域を景観法に基づく景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）とします。



景観計画区域

第2章 良好な景観の形成に関する方針

1 景色づくりの基本的な考え方

愛知県及び本市の上位・関連計画などに定められた景色づくりの方向性を踏まえ、景色づくりの基本的な考え方を定めます。

(1) 基本理念

- ・今日まで続く本市の歴史・文化と風土のなかで、市民とともに育まれてきた地域特有の景色は、将来にわたって受け継がれていくべき本市の財産と捉えます。
- ・景色の保全・活用を図りながら、さらには新たな景色を創出することにより、碧南らしい魅力ある景色づくりに取り組みます。
- ・景色づくりを通して、市民、事業者、行政の協働により「生き生きと暮らせるまち」を創出し、碧南の景色が次世代へと受け継がれていくことを目指します。

■景色とは…

「景観」はドイツ語の **Landschaft** の訳語として明治時代に生まれ、主に学術用語として使われてきた言葉です。意味は、古くから日本人が使ってきた「風景」や「景色」とおおむね同じで、「景観」よりも「風景」や「景色」の方が馴染みやすい言葉とされています。

本市においては、生まれ育ったまちかどを懐かしく、愛おしいと思うような穏やかな「景色」がたくさん残っています。

また、今まで以上に市民と行政が一体となって取組まなければ実現しないテーマであり、市民の役割が大きいことから、「景観」より「景色」がふさわしいと考えます。

景色は、個人の体験である。

しかし、その体験を共有することで、個人の景色は共有の景色になり、
みんなのものになっていく。

みんなのものにしておかない景色は、いつの間にか、
無くなってしまうものである。

(愛知県・碧南市主催 景観シンポジウム

京都大学大学院 樋口忠彦教授基調講演 (H18.11.5) より)

■ 景色づくりとは…

景色づくりを行っていくためには、まず自分が気になる景色や美しいと感じる景色は何なのかを意識することから始まります。次に他人との共通点や地域性を見つけ、まちの共通の景色資源として評価していくことが重要です。

また、景色づくりは、古い資源を守ること（今ある資源同士を調和させること）と同時に、新しい資源をつくること（古い資源と対比させること）で古い資源と新しい資源の両方が輝くようになります。

（碧南市主催 景観行政団体化記念講演会

愛知県立芸術大学 水津功准教授基調講演（H23.2.27）より）

（２） 景色の将来像と基本目標

基本理念を実現するうえで、本市が目指すべき「景色の将来像」と５つの「基本目標」を設定します。

① 景色の将来像

「水辺の潤い、歴史の香り、産業の活気にあふれる楽しいまち へきなん」

② 基本目標

目標１：水辺を軸として自然とふれあえる景色づくり

目標２：先人からの伝統や歴史的資源を守り活かす景色づくり

目標３：豊かな暮らしを育む景色づくり

目標４：交流とにぎわいを創出する景色づくり

目標５：生き物のように成長し続ける景色づくり

「景色の将来像」を実現するために、景色づくりに関する「基本目標」について、「自然」、「歴史」、「暮らし」、「産業」の4つの視点をもとに、その基本的な考え方と施策の方針を整理します。

目標1：水辺を軸として自然とふれあえる景色づくり

本市の北部は油ヶ淵、東部は矢作川、西部と南部は衣浦港と周囲を水に囲まれ、市街地の外縁部には農地が広がっています。市街地は崖地の斜面林や社寺林などの緑が点在しています。

先人が親しみ、育んできたこの恵まれた自然環境は、多様な生物の生息空間であると同時に、市民に快適さと潤いを提供する身近な空間であり、良好な都市環境を形成する軸として、市民の心象風景※になっています。

自然の分野では、これらの資源は本市の骨格と捉え、水辺を軸として自然とふれあえる景色づくりを目指します。

【施策の方針】

- ◆水と緑のネットワークを形成し、市民に潤いを与える空間の創出と生物多様性※の保全を図ります。
- ◆ごみ対策や水質浄化などにより海、河川、湖沼や水路の水辺環境の改善を図ります。
- ◆市民にやすらぎを与える緑の景色として、市街地周辺の一団の農地の保全を図ります。
- ◆広域的な視点場※からの眺望を保全するために必要な制限や誘導の基準を検討します。

目標2：先人からの伝統や歴史的資源を守り活かす景色づくり

本市は昭和23年に大浜町、新川町、棚尾町、旭村の合併により誕生し、昭和30年に明治村大字西端を編入合併したことを背景に、寺社などの歴史的建造物、祭礼など地域の歴史や文化を伝える貴重な資源が点在し、歴史を感じさせる町並みが現在も残っています。

こうして守り育まれた歴史・文化資源は、地域を代表するシンボルであり、市民が共通の価値感を持ち、地域の伝統・文化として次世代に継承されるべき重要な役割を担うとともに、文化振興や観光振興などのまちづくりに活用できる資源となっています。

歴史の分野では、これらの資源は地域を象徴するものと捉え、積極的に保全・活用することで個性ある景色づくりを目指します。

【施策の方針】

- ◆市内に点在する神社仏閣、常夜燈、石碑など歴史的な趣を際立たせる地域資源を活用した景色づくりを推進します。
- ◆地域のシンボルとして親しまれている建造物や樹木の中で、景色づくりにおいて重要となるものを景観重要建造物や景観重要樹木に指定し、保全・活用を図ります。
- ◆忘れつつある地域の歴史的シンボル等をまちの財産として新たに発掘し、市民共有の景色資源として保全・活用を図ります。

目標 3：豊かな暮らしを育む景色づくり

近年、地震、洪水などの自然災害、市民生活を脅かす犯罪、交通事故など、多くの市民が不安を感じる出来事が増えています。本市は、東海地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されていることから、安心・安全に対する関心の高まりに対応することが求められています。

一方で、本市は、標高 11m程度を最高地点とし、水と緑にふれあえる自然環境に恵まれた集落や新たに開発されたゆとりある住宅地など、地域独自の住まいが形成されています。また、暮らしを支える公園・緑地、街路樹などの市街地の緑、市役所や図書館、市民病院などの公共施設、生活道路などの生活空間がみられます。

暮らしの分野では、市民が安心・安全に暮らし続けられる都市づくりを推進しながら、生きがいや楽しみを創出することができるように、機能的で文化性の高い豊かな暮らしの場づくりを目指します。

【施策の方針】

- ◆防災・防犯など市民が安心・安全に暮らせる都市づくりとともに、景色づくりを推進します。
- ◆子どもやお年寄り等、誰もが分かりやすく使いやすい、ユニバーサルデザイン※に配慮したまちの景色づくりを推進します。
- ◆道路や公園・緑地などが整い、建築物や緑による町並みが美しく、自然の景色や歴史の景色を大切にしたいゆとりある生活の景色の形成を図ります。
- ◆市民がやすらぎを感じて、地域への親しみと愛着を持って暮らせる生活の景色の保全・創出を図ります。
- ◆景色づくりの先導役となるように、行政サービス施設や文化施設などの公共施設のデザインは、周辺の景色との調和を図ります。
- ◆住宅、店舗、事業所などの民間施設は、緑化などにより、潤いのある住環境の形成を目指すとともに、形態意匠などの外観について地域ごとにルールづくりを行うための仕組みづくりに努めます。
- ◆路地に単なる交通機能を求めるだけでなく、人々が集い、語らい、楽しめる空間として路地のもつ空間や地形との一体感などの魅力を活かし、路地の保全・活用を検討します。

目標４：交流とにぎわいを創出する景色づくり

本市は、海上交通の要衝となる港町として開け、伝統的産業や農地開発によって発展を続けてきました。また、工業化が進むとともに、広域の活力を牽引する衣浦港を活かし、臨海工業地帯の造成が進められてきました。本市には、こうした産業の集積を支える港湾、道路、鉄道などの社会基盤施設が整い、本市の都市拠点となる鉄道駅周辺には商業施設や市役所などの業務施設が立地し、市民の日常生活に密着した商店街がみられます。

駅、港、橋などはまちの玄関口であり、商店街はにぎわいや活気を創出する重要な役割を果たします。都市計画道路※などの幹線道路は、街路樹などにより都市環境にゆとりと潤いを与え、都市的な景色を形成しています。臨海部の臨海工業地帯は輸送用機器、鉄鋼、食品、エネルギー関係などの工場が立地し、物流・生産活動の拠点としてダイナミックな景色を形成しています。古い歴史を有する地場産業は、本市の個性ある観光資源として新たな交流を生み出すことが期待されます。

産業の分野では、これらの産業資源の活力を活かして、魅力的な景色づくりを目指します。

【施策の方針】

- ◆中心市街地である碧南中央駅などの駅周辺やまちの玄関となる国県道などの主要な道路や橋梁は、市の顔としてふさわしい魅力的な都市の景色づくりを推進します。
- ◆都市計画道路※などの幹線道路は電線類の地中化などを推進するとともに、沿道の建築物などの制限や誘導を図り、魅力ある沿道の景色づくりを推進します。また、街路樹や沿道の緑化による緑豊かな都市空間の創出を目指し、地域や路線ごとに樹種の選定や剪定などの管理のあり方を検討します。
- ◆臨海工業地帯は、市街地や対岸から海への眺望に配慮した誘導を図るとともに、緑化により緑豊かな景色の創出に努めます。
- ◆地場産業が立地している地域は、働く場と周辺の生活の景色との調和に努めます。
- ◆屋外広告物はデザインや質、適正な規模など、地域特性に応じた制限や誘導を推進します。

目標 5：生き物のように成長し続ける景色づくり

戦後、急激な社会情勢の変化の中でまちの景色は大きく変わってきました。このような時代の変化に対し、近年、大切な景色を失っていくことへの危機感を強め、様々な主体が各々の方法で景色を守り・育む取組を行っています。本市では「心に残る景色を集める活動」や「大浜てらまちウォーキング」等、市民、事業者、行政が一体となった活動を活発に行っています。

このような時代の転換期に差し掛かり、本市における景色づくりは、真の豊かさや「住みやすいだけでなく、暮らしを創る場」のあり方について繰り返し合意形成を図りながら、より具体的な景色の将来像を描いていく必要があります。言い換えれば、景色づくりに終わりはなく、常に多様な取組が行われている状態が望ましく、様々な景色資源を大切に思い、活動に関わり続ける「人」の存在が必要であると捉えます。

協働の分野では、景色づくりに関わる人材を育成するとともに、景色づくりに関するルールや取組も地域の実情に合わせてゆっくりとその中身を変化させながら、生き物のように成長し続ける景色づくりを目指します。

【施策の方針】

- ◆市民、事業者、行政が景色づくりへの関わりをともに理解し合い、協働による景色づくりを推進します。
- ◆景色の保全・活用・創出のために、空間を共有する市民、事業者との合意形成を図る手段や方法などを継続的に検討します。また、地域における景色づくりの合意形成を得ながら、良好な景色づくりに向けた制限や誘導、事業などを継続的に推進します。
- ◆景色づくりへの意識の醸成を図りながら、緩やかな誘導から規制へと段階的に移行できる仕組みづくりを検討します。
- ◆市民・事業者の発意に基づく、身近な景色づくりの取組を支援する仕組みづくりを検討します。
- ◆社会情勢などにより変化する景色や市民意識の高まりに対応するために、必要に応じて景観計画の見直しを検討します。

（３）本市における景色の特性

①水と緑に囲まれた潤いを与える景色

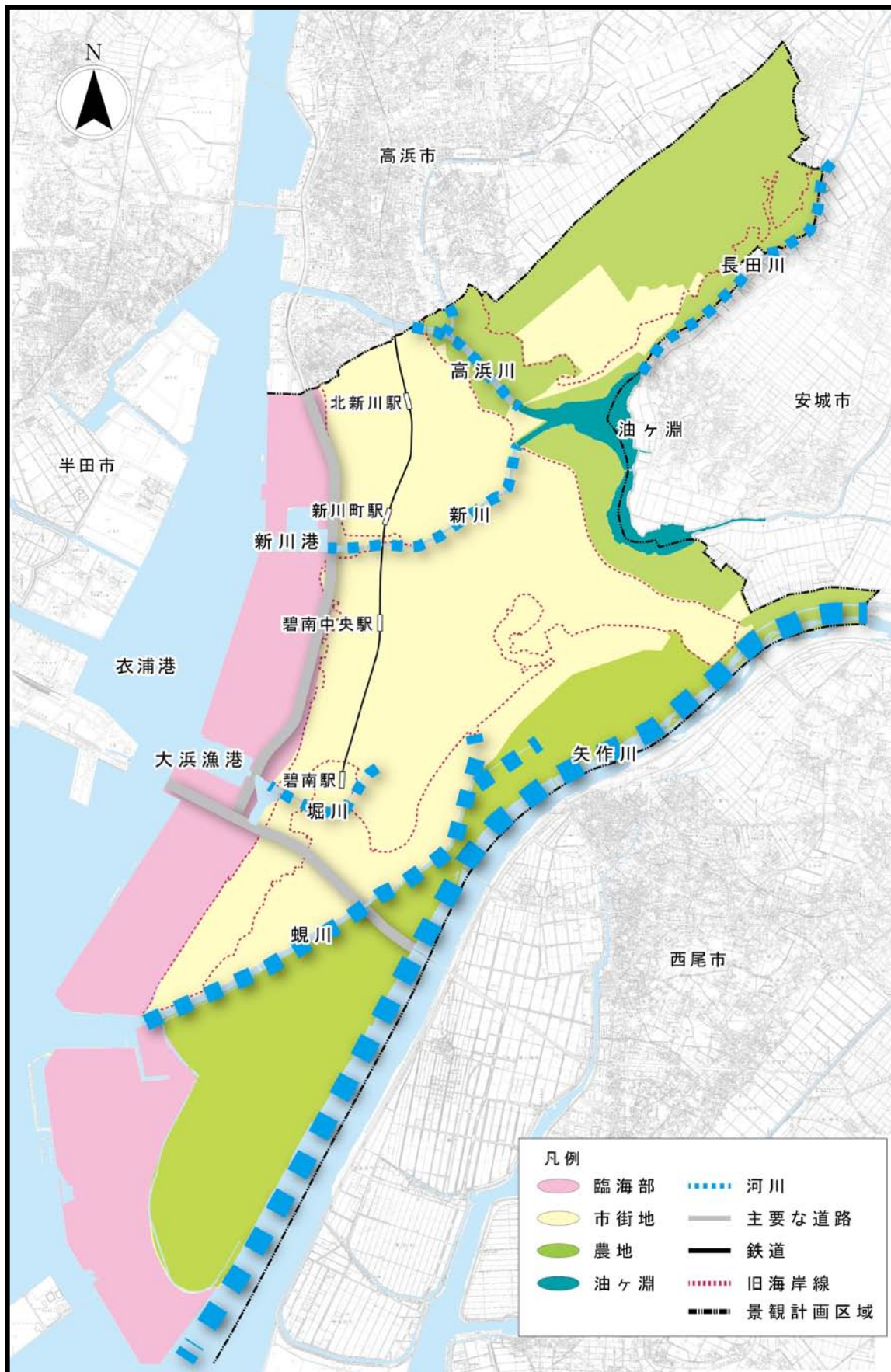
- ・北部は油ヶ淵、東部は矢作川、西部と南部は衣浦港と周囲を水に囲まれ、これらは地形の骨格となっています。
- ・標高※は最も高い地域で 11m 程度となっており、矢作川の右岸に広がる碧海台地と矢作川沖積地からなる平坦地、衣浦港（衣ヶ浦湾）に面した地域を造成した臨海部に大きく区分されます。
- ・矢作川や油ヶ淵をはじめとする河川や湖などは、地域をわけるだけでなく、景色の構成に変化をもたらす「ふちどり」として重要な景色となっています。
- ・旧海岸線や道に沿ってつらなる斜面林、緑地、切り通し※が魅力的な景色を構成しています。

②発展の歴史を映す多様な景色

- ・東部を流れる矢作川は現在の流れではなく、東側は古くは海で入江を形成して、油ヶ淵は海に接する最も大きな入江となっていました。江戸時代になって、開削により矢作川が流入するようになると、運ばれてきた砂により浅瀬となり、新田開発が行なわれ、広大な農地が形成されました。現在、県内でも有数の農作物の生産地として、田園やにんじん畑などは、「まとまり」のある景色となっています。
- ・臨海部は、昭和 32 年に衣浦港が国の重要港湾の指定を受け、臨海工業地帯として発展しました。ボードウォークや新川港、大浜漁港と発電所をはじめとする様々な工場や船舶などを眺めることができ、「みはらし」を演出する重要な視点場の役割を担っています。
- ・本市は合併によって市域が拡大しており、それぞれの地域で、時代の流れとともに育まれた住宅地として「まとまり」のある景色を形成しており、なかには黒壁や板壁を基調とした古くから続く三河地方の建築様式もみられます。
- ・名鉄三河線の鉄道駅周辺は、本市の都市拠点として古くから栄えた商店街がみられます。

③歴史や産業、まちの特徴を表す景色資源

- ・鎌倉時代にはじまった新仏教により、多くの寺社がみられます。
- ・江戸時代中期には大浜港などの港を拠点として醸造業や窯業が栄え、現在も九重味淋などの味噌・味醂工場や酒屋といった江戸時代以降の歴史的建造物や、衣浦温泉や旧大浜警察署といった近代の歴史的建造物などもあり、「めじるし」となる景色となっています。
- ・歴史的建造物を囲い、「ふちどり」や「まとまり」の役割を果たしている黒壁や板壁の連なり、路地や坂道は、本市の特徴として魅力的な景色となっています。
- ・常夜燈や地蔵、碑といった「めじるし」となる歴史的な景色の資源も多く残っています。



碧南市の景色の骨格

（４）景色資源の抽出の考え方

- ・景色資源の抽出にあたっては、「都市デザイン文化賞」、「広報へきなん 碧南の町並み」、「保存樹・保存樹林（市指定）」、「へきなん市民遺産マップ」、「文化財指定」、「彫刻のあるまちづくり」、「美しい愛知づくり景観資源 600 選」、「心に残る景色を集める活動」など、過去の様々な分野の景観施策から主な資源を記載しています。
- ・「都市デザイン文化賞」からは、代表するものとして「大賞」を、「文化財指定」からは、建築物と無形民俗文化財を抽出しています。
- ・「心に残る景色を集める活動」からは、場所が特定できるものを抽出しています。
- ・その他に、主な公共施設や都市基盤施設などを追加しています。

《景色資源の抽出のための３つの視点》

各地域がどのような景色資源を有しているかを「めじるし」、「つらなり」、「ひろがり」の３つの形態に注目して整理しました。

イ. めじるし

地域のシンボルとなる建造物や目印として認識、あるいは記憶されることの多い単体の資源を指します。

【主な資源】

寺社、民間施設、公共施設、石碑、地蔵、門、野外彫刻、特徴のある樹木、公園、祭り

ロ. つらなり

道路や河川のように連続性を感じさせる「みちすじ」や、橋梁のように資源を結ぶ役割を持つ「まじわり」、海岸や港の^{きわ}際が^{きわ}つくり出す「ふちどり」といった線的な印象を受ける資源を指します。

【主な資源】

小道、路地、地形が表れる道、緑のつらなり、大きな通り、橋梁、河川、水路、海、湖、しきり

ハ. ひろがり

個々の資源が複数集まり、一体的な印象を持たせる「まとまり」のある資源や、高い位置から見渡す景色などの「みはらし」から受ける広大な印象を持つ資源を指します。

【主な資源】

寺社の緑、田園、畑、家並み、商店街、産業、海、緑

2 地域区分別の景色づくりの基本方針

基本方針の検討にあたっては、地域の実情に応じた景色づくりや、市民の景色づくりに対する合意形成を得やすくするため、地域の景色特性を十分把握し、適切に地域区分を設定する必要があります。

「景色の将来像」と「基本目標」を踏まえ、地域ごとに課題を抽出した上で地域区分別の基本方針を定めます。

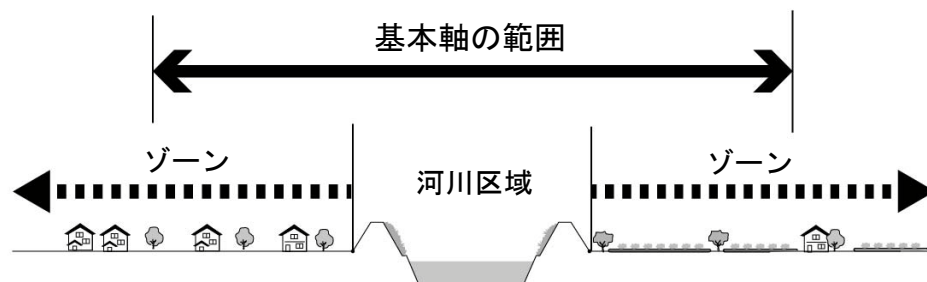
地域区分別の基本方針は、それぞれの地域が目指す「景色の将来像」に対する本市の方針を示すものであり、後述の「良好な景観の形成のための行為の制限」を設定する際の基本的な考え方となるものです。

《地域区分の考え方》

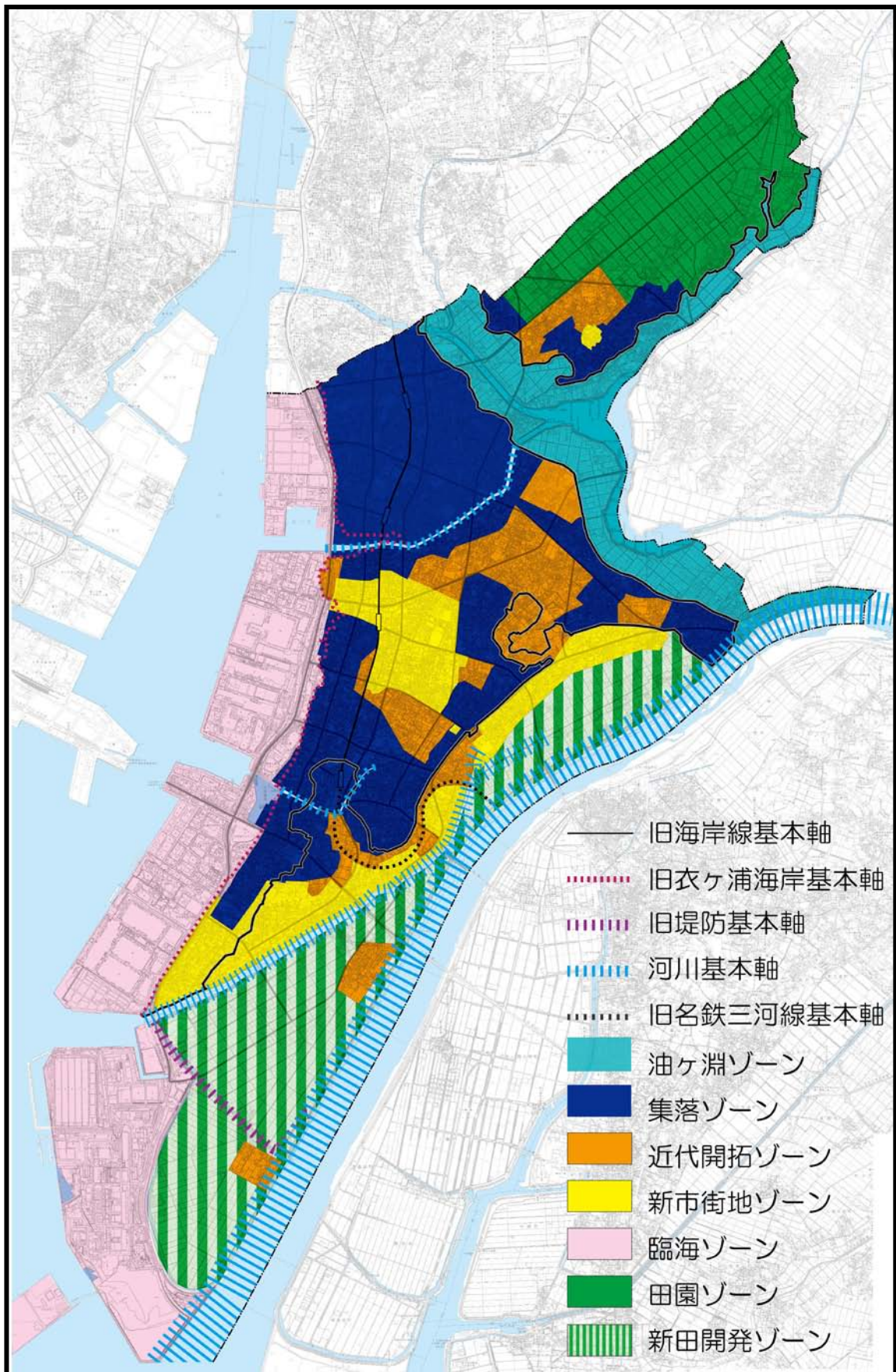
本市には、矢作川や油ヶ淵といった水辺の景色や、臨海部に広がる工業地の景色、広大な田畑の景色、歴史的建造物や路地の景色など、様々な特性を持った景色が存在します。特に、地形の成り立ちを物語る昔の海の位置を表す旧海岸線は、微地形となり「緑のつらなり」をつくり出し、本市の特徴となる景色を育んできました。景観計画では、このような本市の景色特性を十分活かすため、以下の8つの線的要素と7つの面的要素を地域区分として設定します。

■【線的要素】 基本軸	■【面的要素】 ゾーン
旧海岸線や河川など、類似する景色特性を持った線的なつながりのある区域のことを言います。	自然的条件や歴史の変遷など、類似する景色特性を持った面的なまとまりのある区域のことを言います。
(1) 旧海岸線基本軸 (2) 旧衣ヶ浦海岸基本軸 (3) 旧堤防基本軸 (4) 矢作川基本軸 (5) 蜷川基本軸 (6) 新川基本軸 (7) 堀川基本軸 (8) 旧名鉄三河線基本軸	(1) 油ヶ淵ゾーン (2) 集落ゾーン (3) 近代開拓ゾーン (4) 新市街地ゾーン (5) 臨海ゾーン (6) 田園ゾーン (7) 新田開発ゾーン

ゾーンにおいて、基本軸と隣接する地域は、基本軸の景色を構成しています。そのため、基本軸と重複している地域においては、ゾーンと基本軸のそれぞれの基本方針により景色づくりを行っていきます。



基本軸とゾーンの関係



景観計画区域の地域区分図

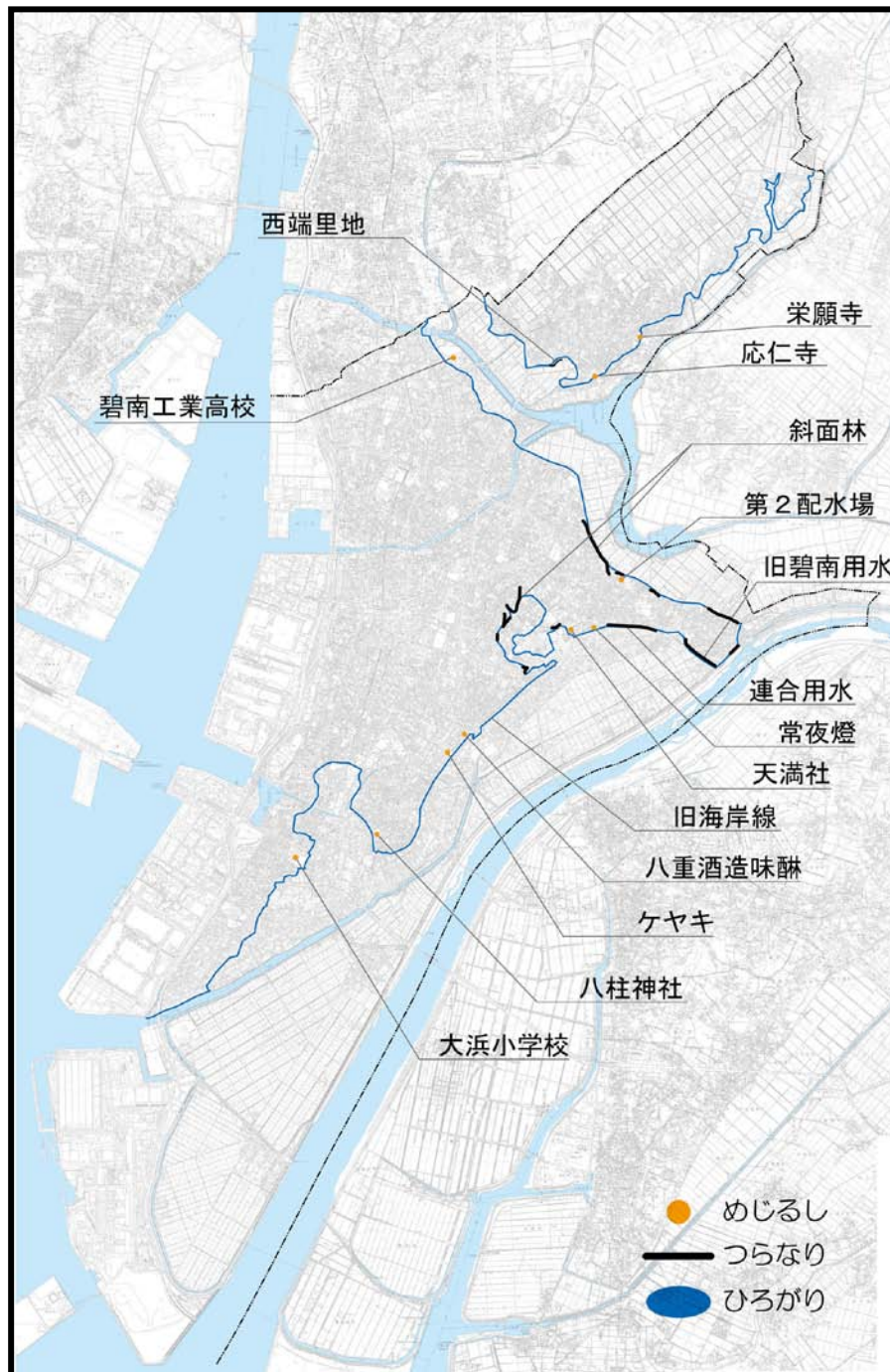
《基本軸》

(1) 旧海岸線基本軸

①概要

1600 年代の海岸線を基にした旧衣ヶ浦沿いの海岸線を除く、海岸線の名残が感じられる資源をおおむね含む幅約 30m の範囲です。

②景色資源の抽出



旧海岸線基本軸の景色資源分布図

旧海岸線基本軸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
寺社	・天満社(天神町) ・八柱神社(弥生町) ・栄願寺(吹上町) ・応仁寺(油漕町)	緑のつらなり	・斜面林 ・西端里地(坂口町)	—	—
民間施設	・八重酒造味噌	海の記憶	・旧海岸線	—	—
公共施設	・第2配水場 ・大浜小学校 ・碧南工業高校	河川、水路	・旧碧南用水(鷺林町) ・連合用水(神有町)	—	—
シンボル	・常夜燈(天神町)	—	—	—	—
樹林	・ケヤキ(平七町)	—	—	—	—

③歴史と景色特性

- ・1600年代の旧海岸線は、斜面につらなる緑や崖地としてはっきりとその姿を残しています。
- ・わずかな高低差がつくりだす、微地形からも旧海岸線の名残が伺えます。
- ・旧海と旧陸地の境目となる旧海岸線の姿は、今は見られないものの、緑のつらなりや江戸時代中期に建てられた石造の常夜燈など、名残を留めた資源が点在しています。
- ・中山町や二本木町、荒子町などでは、斜面につらなる緑が市街地の背景となり、都市の貴重な緑として重要な役割を担っています。
- ・農地への配水および農地からの排水を円滑に行う用水路は、本来の機能に加え親水性や生物多様性など多くの機能を有します。また、道路や宅地と一体となりながら市街地を通り、身近な景色資源となっています。



緑のつらなり(坂口町)



斜面につらなる緑(若宮町)



常夜灯(天神町)

④課題

- ・本市の景色の骨格となる緑のつらなりは、周辺の建築物と調和しながら保全するとともに、良好な環境を創出する必要があります。
- ・旧海岸線周辺の景色資源は、既存の資源を結びつけ連携することで、新たな環境や文化の創出を図る必要があります。
- ・斜面林などの緑や用水路は、本来の機能と共に生物多様性に配慮しながら、資源を結ぶことで、水と緑のネットワークの形成が求められます。

⑤景色づくりの基本方針

- ・本市の景色の骨格となる緑のつらなりは、地域を象徴する歴史的な資源として保全し、周辺の建築物と調和した景色の創出に努めます。
- ・旧海岸線基本軸にある景色資源は、本市の歴史を物語る重要な景色資源として、積極的に

保全していくとともに、サインや散策道などの仕掛け等により景色資源を結びつけて歴史を感じられる新たな景色の創出を目指します。

- 緑や用水路などを、その機能や生物多様性に配慮しながら資源を結びつけ、水と緑のネットワークの形成を目指します。

(2) 旧衣ヶ浦海岸基本軸

①概要

臨海部と内陸部を分ける旧衣ヶ浦沿いの海岸線の名残が感じられる資源をおおむね含む幅約 30m の範囲です。

②景色資源の抽出



旧衣ヶ浦海岸基本軸の景色資源分布図

旧衣ヶ浦海岸基本軸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
寺社	・熊野神社（大浜上町） ・浅間社（浅間町） ・稲荷社（松江町） ・熊野大神社（宮町）	小路、路地	・遊歩道	まとまった緑	・熊野神社（大浜上町） ・熊野大神社（宮町）
シンボル	・権現崎灯台 ・石碑（宮町）	緑のつらなり	・碧緑地 ・玉津浦緑地	—	—
公園	・明石公園 ・臨海公園	海の記憶	・旧新須磨海岸 ・旧玉津浦海岸 ・旧衣ヶ浦海岸線	—	—
		河川、水路	・潮遊池（公有水面※）	—	—

③歴史と景色特性

- ・臨海部と旧陸地の境目となる旧海岸線の姿は、今は見られないものの、熊野神社や緑のつらなり等、名残を留めた資源が点在しています。
- ・臨海工業地帯の東に残る潮遊池（公有水面※）との境界線は、臨海部の埋め立て事業が始まった昭和 35 年以前の旧海岸線であり、比較的歴史は浅いものの、旧海岸線の色濃く物語る重要な景色資源となっています。
- ・臨海工業地帯は、埋め立て地に立地し、大規模建造物が建ち並ぶ壮大な景色が広がっています。
- ・権現崎灯台は、衣浦港に新しい灯台ができたことにより役目を終えています、現在は緑地として市民から広く親しまれています。
- ・臨海公園や明石公園は、様々な活動や交流の場として多面的に活用され、本市を代表する広域的かつシンボリックな緑の空間となっています。
- ・臨海工業地帯と市街地の境目の緩衝緑地は、公害防止や緩和並びに、災害の防止を図る緑地として機能しています



緑のつらなり（浅間町）



潮遊池（道場山町）

④課題

- ・旧衣ヶ浦海岸線の名残を留める景色資源は、保全・活用が求められます。
- ・臨海工業地帯の東に残る潮遊池（公有水面※）は、生活排水などにより汚れているため、水辺環境の改善を図る必要があります。
- ・人々の安らぎの空間である緑地や潮遊池（公有水面※）は、生物多様性に配慮し、自然豊かな空間を整備することが求められます。

⑤ 景色づくりの基本方針

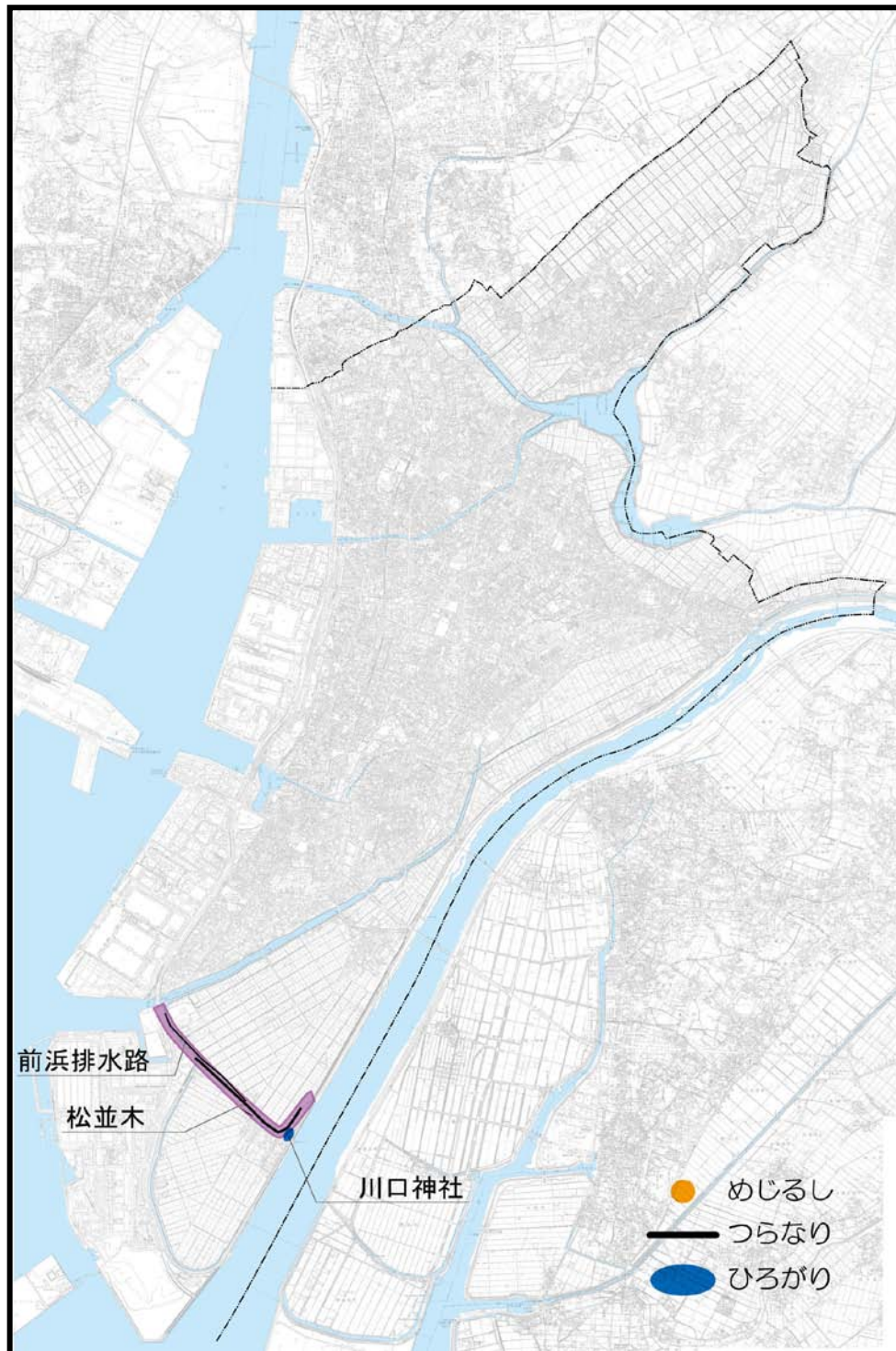
- ・本市の景色の骨格となる緑のつらなりは、地域を象徴する歴史的な資源として保全し、周辺の建築物との調和した景色の創出に努めます。
- ・旧衣ヶ浦海岸基本軸にある景色資源は、本市の歴史を物語る重要な景色資源として、積極的に保全・活用を図ります。
- ・市民の憩いの場として緑地や潮遊池（公有水面※）は、緑化の推進や潮遊池（公有水面※）の浄化や公共下水道の充実などにより水辺環境の改善を推進し、生物多様性に配慮した良好な親水空間の創出を図ります。

(3) 旧堤防基本軸

①概要

市南部の旧堤防に連なる豊かな松並木のある道路から、松並木の名残が感じられる資源をおおむね含む両側約 30m の範囲です。

②景色資源の抽出



旧堤防基本軸の景色資源分布図

旧堤防基本軸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
—	—	小道、路地	・小径	まとまった緑	・川口神社（川口町）
—	—	緑のつらなり	・松並木	—	—
—	—	河川、水路	・前浜排水路	—	—

③歴史と景色特性

- ・文政 10 年（1828 年）に大浜村や棚尾村などの村人らが旧衣ヶ浦湾の海に向けて外堤を築き上げたことにより、風雪から人々を守る現在の松並木の景色が誕生しました。
- ・松並木の景色は、市民から広く親しまれており、旧海岸線の名残を留めたまま、緑のつらなりとして田園を縁取っています。



松並木(中田町)

④課題

- ・旧堤防につらなる松並木は、本市の歴史を語る重要な景色資源であるため、保全する必要があります。
- ・松並木が続く景色を広域的な視点場からの眺望として保全するために、周辺の建築物の高さ等に配慮する必要があります。
- ・松並木沿いの排水路は、良好な水辺環境を生物多様性に配慮して保全・活用する必要があります。



松並木の眺望

⑤景色づくりの基本方針

- ・旧堤防につらなる松並木の景色は、遠方からの眺め等を意識し、周辺の建築物などの誘導により、保全・活用を図ります。
- ・旧堤防沿いに松並木と並行して流れる排水路は、水質浄化により生物多様性に配慮した良好な水辺環境を創出し、美しい松並木の緑のつらなりと一体となった景色の保全・活用を図ります。



松並木と水路(中田町)

(4) 矢作川基本軸

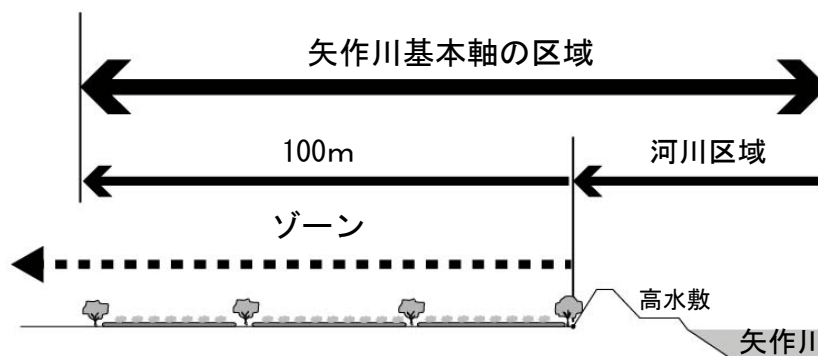
①概要

矢作川と矢作川の河川区域※から、河畔林や矢作川の景色を構成する資源をおおむね含む片側の幅約 100m の範囲です。

②景色資源の抽出



矢作川基本軸の景色資源分布図



矢作川基本軸とゾーンの関係

矢作川基本軸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
民間	・老人保健施設ひまわり (H10)	緑のつらなり	・桜づつみ	まとまった緑	・川口神社 (川口町) ・厳島社 (流作町)
シンボル	・常夜燈 (鷺林町)	大きな通り	・堤防通り	農業	・前浜の農地
—	—	橋梁	・上塚橋 ・中畑橋 ・棚尾橋 ・矢作川大橋	産業	・あさり漁 ・しじみ漁
—	—	河川、水路	・矢作川 ・鹿乗川	生活	・あさり採り ・しじみ採り

③歴史と景色特性

- ・慶長 10 年 (1605 年)、木戸 (現安城市) から米津 (現西尾市) までを開削し、西南の海へ水を流した掘削工事によって現在の矢作川ができました。江戸時代は、南信濃と西三河を結ぶ交通路として、多くの物資が運ばれました。
- ・堤防の道路に上がれば、碧南市側は広大な田畑と市街地を、西尾市側は遠くに山並みを望め、市民に安らぎを与えています。
- ・河川の中には、あさり漁やしじみ漁の漁船などが浮かぶ景色が広がっています。
- ・現在の矢作川は、釣りやあさり採り、しじみ採りを楽しむ人や桜づつみを散策する人など、市民の憩いの場として重要な役割を担っています。
- ・矢作川に架かる 4 つの橋梁は、まちとまちとを結ぶだけでなく、重要な景色資源となっています。



矢作川河口



桜づつみ (三角町)

④課題

- ・矢作川の堤防や対岸からの眺望は、重要な景色として保全する必要があります。
- ・矢作川堤防リフレッシュ道路の事業や矢作川高水敷※の有効利用にあたっては、自然環境に配慮し水と緑のネットワークを形成する必要があります。
- ・矢作川の水質は、環境基準を下回っており、今後は良好な水辺環境を形成するために、河川などの改修の際には、河川管理者や周辺市と協力しながら生物多様性に配慮して取り組む必要があります。

⑤景色づくりの基本方針

- ・矢作川から望む市街地への眺望の保全のため、代表的な眺望点を設定し、その背景となる建築物、工作物、屋外広告物は、自然の景色と調和するような誘導を図ります。
- ・矢作川沿いの緑の保全や矢作川高水敷※を活用した、親水空間の創出、遊歩道の整備や美化などを進め、水と緑のネットワークを形成しゆとりと潤いの感じられる景色の創出を目指します。
- ・矢作川堤防リフレッシュ道路は、全ての利用者が周辺の眺望を楽しむことに配慮し、整備を推進します。
- ・親水性や生物多様性に配慮した水辺の景色を形成するために、矢作川の水質汚濁の防止、ごみの不法投棄の防止、美化活動などを推進します。
- ・河川などの改修にあたっては、生物多様性と景色の調和に配慮した整備を進めます。

（５）蜷川基本軸

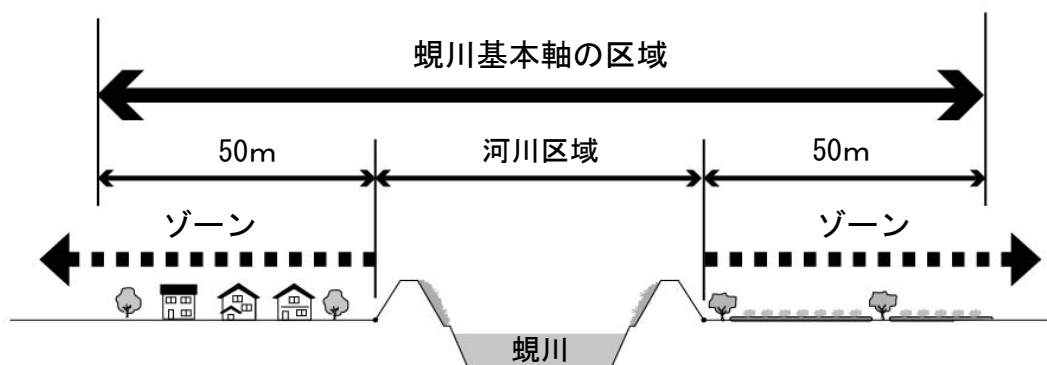
①概要

蜷川沿いと蜷川の河川区域※から、蜷川の景色を構成する資源をおおむね含む両側の幅約50mの範囲です。

②景色資源の抽出



蜷川基本軸の景色資源分布図



蜷川基本軸とゾーンの関係

蜷川基本軸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
シンボル	・権現崎灯台	橋梁	・前浜橋 ・一ツ橋 ・二ツ橋	産業	・ボートのある景色
—	—	河川、水路	・蜷川	—	—

③歴史と景色特性

- ・蜷川は、寛文2年（1662年）に油ヶ淵の排水路として開削され、その後江戸時代後期にかけて、伏見屋新田、前浜新田などの造成に伴って延伸され、現在の形態に至っています。
- ・蜷川沿いは、標高※が低く満潮時や高潮時の降雨により、河川の氾濫や高潮による被害を受ける恐れがあります。
- ・伏見屋水門橋を境に、上流と下流では、地盤面と水面の距離の違いから、異なった景色がみられます。
- ・蜷川の河口部は、ボートのある景色が特徴的です。
- ・蜷川の右岸側の河川沿いは、近年土地区画整理事業により良好な都市基盤が形成され、様々な建築様式の住宅が建ち並んでいます。
- ・河川沿いの道路は、水面と周辺に広がる農地を望め、市民の憩いの空間となっています。
- ・蜷川に架かる3つの橋梁は、まちとまちを結ぶだけでなく、重要な景色資源となっています。



権現橋周辺



志貴橋周辺

④課題

- ・蜷川からの眺望は、重要な景色として保全する必要があります。
- ・蜷川沿いは、堤体の高低差やボートのある特徴的な景色を活かした水と緑のネットワークの形成を進める必要があります。
- ・蜷川沿いは、高潮や洪水の被害を受ける恐れがあるため、浸水対策の推進が必要です。
- ・蜷川の水質は、環境基準を下回っていますが、今後も良好な河川環境の形成、生物多様性

に配慮する必要があります。

⑤景色づくりの基本方針

- ・ 蜷川からの眺望や蜷川沿いの眺望を保全するために、背景となる建築物、工作物、屋外広告物は、蜷川と調和するように誘導を図ります。
- ・ 蜷川の景色特性を生かした見晴らしの確保、水辺の緑の保全・創出、親水空間の創出、美化などを進め、水と緑のネットワークを形成しゆとりと潤いの感じられる景色の創出を目指します。
- ・ ボートのある特徴的な景色を活かせるよう、適正な管理がなされるように努めます。
- ・ 蜷川流域の高潮や洪水の浸水被害への対策としての総合的な治水対策を考慮しながら景色の創出を図ります。
- ・ 河川浄化や公共下水道の充実などにより、河川水質の向上を図ります。
- ・ 河川などの改修にあたっては、生物多様性と景色の調和に配慮した整備を進めます。

(6) 新川基本軸

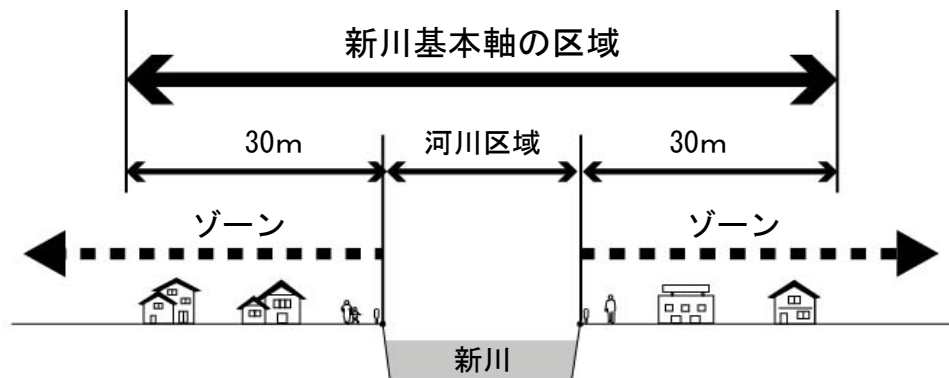
①概要

新川沿いと新川の河川区域※から、新川の景色を構成する資源をおおむね含む両側の幅約30mの範囲です。

②景色資源の抽出



新川基本軸の景色資源分布図



新川基本軸とゾーンの関係

新川基本軸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
寺社	・住吉社（住吉町）	小道、路地	・川べりの遊歩道	—	—
公共施設	・新川水門	橋梁	・曳舟橋 ・権江橋 ・浜尾橋 ・掘方橋 ・鮎橋 ・水門橋 ・新川橋 ・港新川橋 ・レンガの鉄道橋	—	—
生活	・釣り人のいる景色	河川、水路	・新川	—	—

③歴史と景色特性

- ・新川は、宝永二年（1705 年）から二年余りの年月をかけて、矢作川の流砂のための排水路として完成し、当時は新堀川と呼ばれていました。
- ・河川沿いは、周辺の台地から豊富に発掘できる粘土を原料として窯業が発達し、現在もレンガ造りの煙突のある工場が残っており、特徴ある景色が見られます。
- ・河川の両岸は、ほぼ全ての区間で道路が整備されており、水辺に近寄りやすくなっています。
- ・近年は窯業の工場跡地に新興住宅も建ち並び、新しい家並みが展開していますが、川に背を向けた土地利用がされています。
- ・河川沿いの一部に残っている緑のつらなりは、水と緑が潤う豊かな景色を生み出しています。
- ・新川には、7つの橋梁が架かっており、これらはまちとまちとを結ぶだけでなく、重要な景色資源となっています。



水門橋周辺



曳舟橋周辺

- ・新川は、感潮河川※であるため、海と川の釣りを楽しむ人が集う場となっており、特に道路沿いにハゼ釣りの人が並ぶ景色は、夏の風物詩です。

④課題

- ・新川基本軸特有の景色である河川沿いに建ち並ぶ地場産業の景色の保全が求められています。
- ・近年新川沿いに建ち並ぶ新興住宅は、新川と調和した新たな景色となるような誘導が求められています。
- ・新川沿いに暮らす人々と歴史ある河川の繋がりが深まるよう、河川沿いを散策したり、休憩したりすることのできる水と緑のネットワークの形成が求められています。
- ・新川沿いは、高潮や洪水の被害を受ける恐れがあるため、浸水対策の推進が必要です。
- ・新川の水質は、環境基準を下回っているため、今後は、河川などの改修の際には、生物多様性に配慮して取り組む必要があります。

⑤景色づくりの基本方針

- ・古くから続いてきた地場産業のある景色は、いつまでも歴史を感じられる景色として、地区計画などの活用により、保全を検討します。
- ・河川沿いの新たな家並みと沿道を含む新川の景色が、新たな憩いの景色となるように、河川沿いの建築物の高さや緑化推進などの誘導を図ります。
- ・河川沿いの緑のつらなりの保全や釣りや散歩のできる親水空間の創出、遊歩道の整備・美化などを進め、水と緑のネットワークを形成しゆとりと潤いを感じられる景色の創出を目指します。
- ・新川流域の高潮や洪水の浸水被害への対策としての総合的な治水対策を考慮しながら景色の創出を図ります。
- ・河川浄化や公共下水道の充実などにより、河川水質の向上を図ります。
- ・河川などの改修にあたっては、生物多様性と景色の調和に配慮した整備を進めます。

(7) 堀川基本軸

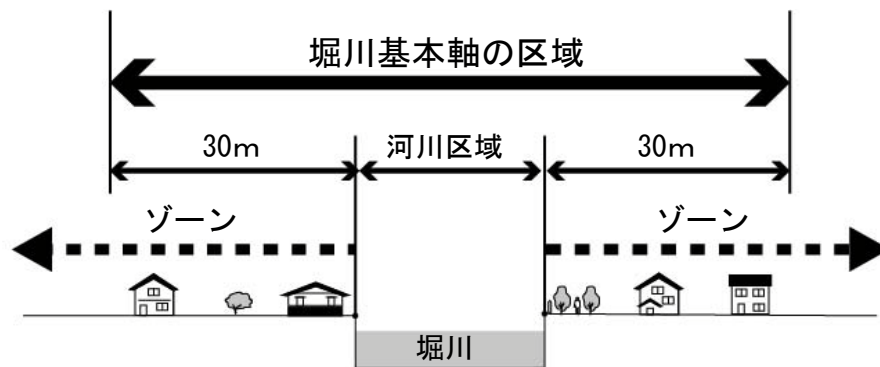
①概要

堀川沿いと堀川の河川区域*から、堀川の景色を構成する資源をおおむね含む両側の幅約30mの範囲です。

②景色資源の抽出



堀川基本軸の景色資源分布図



堀川基本軸とゾーンの関係

堀川基本軸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
寺社	・稲荷社（浜寺町）	小道、路地	・小径 ・川べりの遊歩道	—	—
公共施設	・旧大浜警察署 ・堀川ポンプ場 ・大浜水門	緑のつらなり	・堀川緑地 ・堀川緑地南部	—	—
公園	・辻広場	橋梁	・子種橋 ・上源氏橋 ・源氏橋 ・高与橋 ・湊橋 ・堀川橋	—	—
生活	・祭り（山車：三番 隻）	河川、水路	・堀川	—	—

③歴史と景色特性

- ・堀川は、寛永元年（1624 年）の矢作川の氾濫によって、大浜の塩田が埋没し、棚尾町、大浜町の排水を旧衣ヶ浦湾に流すために作られ、明治時代の終わりまで塩田への水路としても用いられていました。
- ・河口付近は、河川に沿うように、建築物などが建ち並んでいます。
- ・河川沿いは、趣のある住宅や神社・仏閣、祭事も多く残っています。
- ・河川沿いの商店や公民館などは、地域の憩いの場、コミュニティの拠点として利用されています。
- ・河川の沿道は、地域コミュニティの場として堀川緑地や辻広場が整備され、市民の憩いの場となっています。
- ・昭和時代前期までは、子どもが水遊びや釣りを楽しむ姿がみられましたが、一時は河川の汚れから、川で遊ぶ人々の姿は見受けられなくなりました。近年、下水道の整備と覆砂により、きれいな水辺の景色が取り戻されつつあります。



湊橋周辺



堀川沿い

- ・堀川に架かる7つの橋梁は、まちとまちを結ぶだけでなく、重要な景色資源となっています。

④課題

- ・堀川特有の景色である趣のある住宅や社寺が建ち並ぶ昭和時代中期の面影が残る景色の保全が求められます。
- ・堀川沿いに建ち並ぶ建物は、堀川と調和した景色となるような誘導が求められます。
- ・堀川は、市街地を流れる貴重なオープンスペースであるため、そこに暮らす人々と河川の繋がりが深まるように、既存の緑地を活かしながら、親水施設の整備を図り、休憩したりすることのできる水と緑のネットワークの形成が求められます。
- ・堀川の水質は、これまでの様々な活動の効果が表れ、環境基準においても一定の効果が確認できています。今後も、河川などの改修の際には、生物多様性に配慮し取り組む必要があります。

⑤景色づくりの基本方針

- ・趣のある住宅や寺社の残る落ち着いた景色は、堀川を特徴づける独特の景色として、河川沿いの建築物などの制限や誘導により保全を図ります。
- ・堀川と周辺地域が一体となったまちなみの創出を目指し、地域の合意形成を図りながら、その周辺の建築物などは河川側に顔を向けた商業系の土地利用の誘導を検討します。
- ・緑豊かな川沿いの安らぎと集いの空間を目指して、辻公園などの既存施設の活用、水辺の緑の保全や親水空間の創出、遊歩道の整備などを進め、水と緑のネットワークを形成し、ゆとりと潤いの感じられる景色の創出を目指します。
- ・河川浄化や公共下水道の充実などにより、河川水質の向上を図ります。
- ・河川などの改修にあたっては、生物多様性と景色の調和に配慮した整備を進めます。

(8) 旧名鉄三河線基本軸

①概要

平成16年3月に廃線となった名鉄三河線の碧南駅から矢作川堤防までの名鉄三河線廃線跡地とそれに隣接するおよそ1宅地を含む範囲です。

②景色資源の抽出



旧名鉄三河線基本軸の景色資源分布図

旧名鉄三河線基本軸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
シンボル	・旧駅のホーム	境界	・廃線跡地	—	—

③歴史と景色特性

- ・大正 15 年（1926 年）に大浜港（現：碧南駅）より松木島駅まで開通し、玉津浦駅、棚尾駅、三河旭駅の 3 駅が市内にでき、玉津浦海水浴場や毘沙門さんの縁日に訪れる人で賑わいました。
- ・近年においても、地域住民の通勤通学の足として親しまれていましたが、利用者の減少により名鉄三河線の碧南駅から吉良吉田駅間は、平成 16 年 3 月 31 日に廃線となりました。
- ・線路や鉄橋などは撤去されていますが、旧駅のプラットホームの一部や縦断的な廃線跡地は残っており、昔の景色を思い浮かべる場所となっています。



ホームと廃線跡地(塩浜町)



廃線跡地(塩浜町)

④課題

- ・名鉄三河線の廃線跡地の利用にあたっては、残存するプラットホーム等の活用や歴史を思い起こさせる新たな景色資源づくりが求められています。
- ・名鉄三河線の廃線跡地は、大浜地区や棚尾地区、旭地区を縦断的につなぐ貴重な資源であるため、廃線跡地に面する建築物や河川などを含め、安らぎや潤いのある連続的な新しい空間の整備が求められます。
- ・名鉄三河線廃線跡地沿いの立ち並ぶ建築物なども、廃線跡地の新たな景色となるような誘導が求められます。

⑤景色づくりの基本方針

- ・名鉄三河線の電車が走っていた頃の記憶を思い起こさせるような、歴史を感じられる資源を活かした新たな景色を創出します。
- ・名鉄三河線の廃線跡地の整備にあたっては、新たな水と緑のネットワークの形成のため、廃線跡地に面する敷地や水辺空間を含め連続性のある緑化を推進し、ゆとりと潤いのある空間の創出を図ります。
- ・廃線跡地と調和したまちなみの形成を図るために、沿道を含む民有地の緑化や建築物の形態意匠の誘導を図ります。

《面的要素》

(1) 油ヶ淵ゾーン

①概要

油ヶ淵とそれに連なる高浜川などの河川とそれら周辺に広がる田畑などの周辺部を含む区域です。

②景色資源の抽出



油ヶ淵ゾーンの景色資源分布図

油ヶ淵ゾーンの主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
民間施設	・丸栄陶業(株)本社屋 (白沢町・H元)	小道、路地	・小径	農業	・田畑
公共施設	・碧南工業高校 ・市民病院	緑のつらなり	・西端里地(坂口町) ・斜面林	海、湖	・油ヶ淵
シンボル	・野外彫刻	橋梁	・一文字橋 ・明治橋	—	—
公園	・ほたるの里 ・油ヶ淵遊園地	河川、用水路	・高浜川 ・長田川 ・新川	—	—
生活	・花しょうぶまつり	境界	・切り通し*	—	—

③歴史と景色特性

- ・古くは入江を形成していた油ヶ淵は、矢作新川（現：矢作川）の開削によって土砂が流れ込み、入江の入口をふさぐ形となり、堤防が築かれて湖となりました。
- ・江戸時代前期には、湖の周辺に各村の上流から流れてくる土砂が堆積し遠浅の砂浜ができ、池回り伏見屋新田が作られました。
- ・新川地区と西端地区の間を流れる高浜川は、油ヶ淵の水害対策のため開削され、河川沿いには水田が広がっていましたが、高度成長期を経て、宅地が増加しました。
- ・昭和 37 年にレクリエーションの拠点として、総合的な遊園地や水上スポーツセンター、釣り場などが整備されて、人々の憩いの空間となっています。
- ・油ヶ淵や旧海岸線の斜面林は、都市近郊の貴重な緑の空間であり、スカイライン*や市街地を縁取る重要な景色資源となっています。
- ・油ヶ淵周辺の田園は、周辺の斜面林や水辺と一体的となってゆとりある景色を形成しています。



油ヶ淵



緑のつらなり(坂口町)

④課題

- ・市街地の背景となる田園や水辺は、本市における景色上の骨格として、適切に保全する必要があります。
- ・スカイライン*をふちどる油ヶ淵とその周辺の景色が適切に保全されるよう、周辺の地域の建築物などの誘導により、広域的な視点で景色づくりを行っていく必要があります。
- ・新たな工業団地の整備や工場の建替えにあたっては、油ヶ淵と調和した景色となるような誘導が求められます。
- ・今後段階的に整備される県営油ヶ淵水辺公園とその周辺は、様々な主体と連携しながら公園整備をとおして新たな環境や文化の創造を図る必要があります。

- ・県営油ヶ淵水辺公園や油ヶ淵、斜面林などがある特徴的な景色を活かした、水と緑のネットワークを形成する必要があります。
- ・油ヶ淵の水質は、これまで様々な取り組みが実施されていますが、環境基準に達成しておらず、今後も水辺の水質改善を推進する必要があります。

⑤景色づくりの基本方針

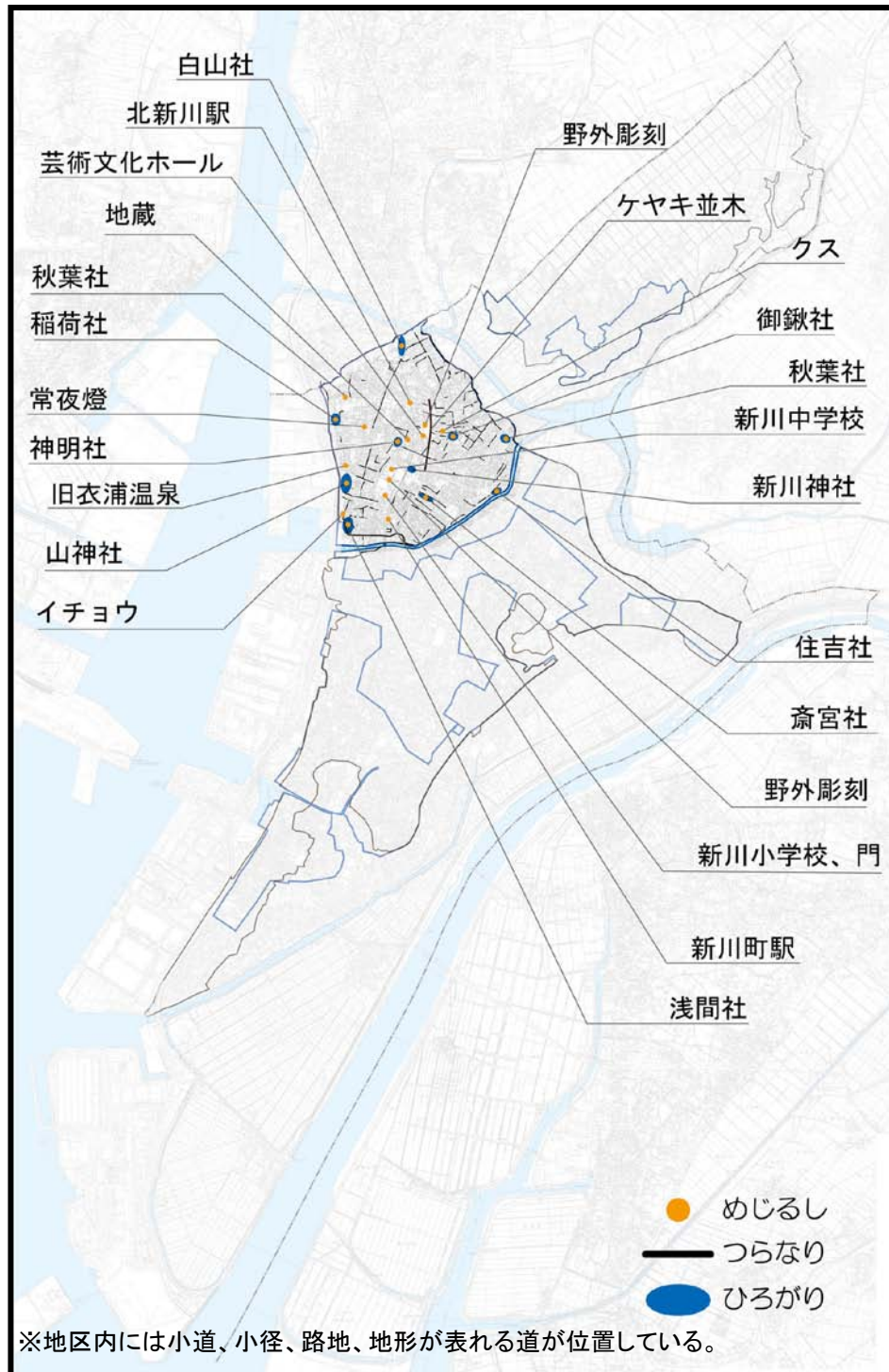
- ・油ヶ淵や周辺の田園は、生物多様性に配慮した水辺環境を保全する取組などを行い、自然豊かな景色を保全・活用します。
- ・田園の景色を守る観点から、農業の担い手の確保や農業振興を図り、農用地の保全に努めます。
- ・スカイライン※をふちどる油ヶ淵の眺望の保全において、周辺の建築物や工作物などは、緑豊かな景色との調和に配慮した誘導を図ります。
- ・新たな工業地の整備にあたっては、建築物や工作物などは周辺環境に配慮し、周辺の景色と調和するような誘導を図ります。
- ・県営油ヶ淵水辺公園は、安城市と協力し、市民、事業者、行政の協働により周辺の景色との調和に配慮した整備を県との連携を図りながら進めていきます。
- ・県営油ヶ淵水辺公園や油ヶ淵を活用をした、親水空間の創出や美化などを進め、水と緑のネットワークを形成しゆとりと潤いの感じられる景色の創出を目指します。
- ・油ヶ淵などの浄化や公共下水道の充実などにより、油ヶ淵の水質の向上を図ります。

(2) 集落ゾーン

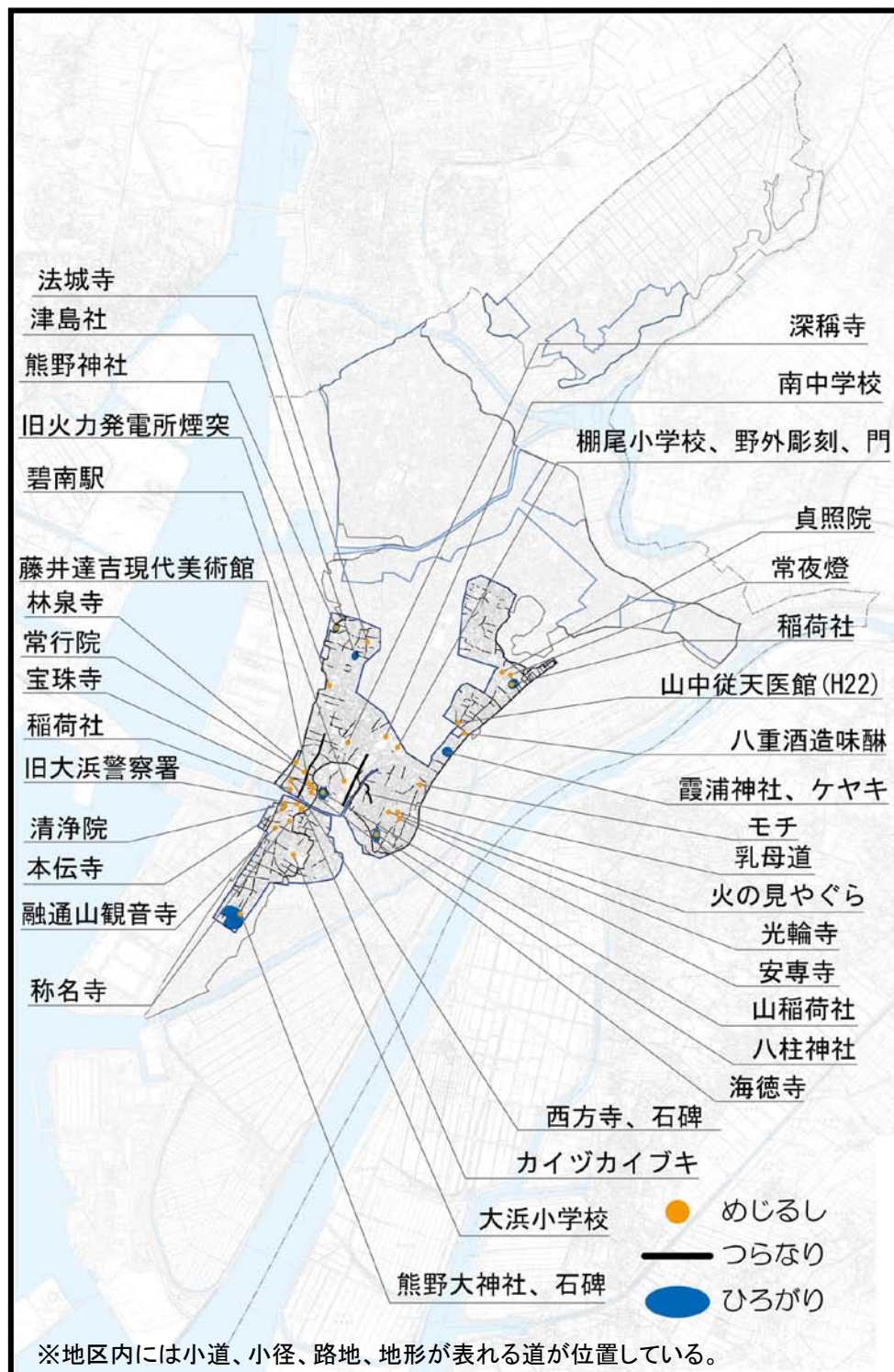
①概要

主に、明治時代から昭和中期にかけて形成された集落が広がる区域です。

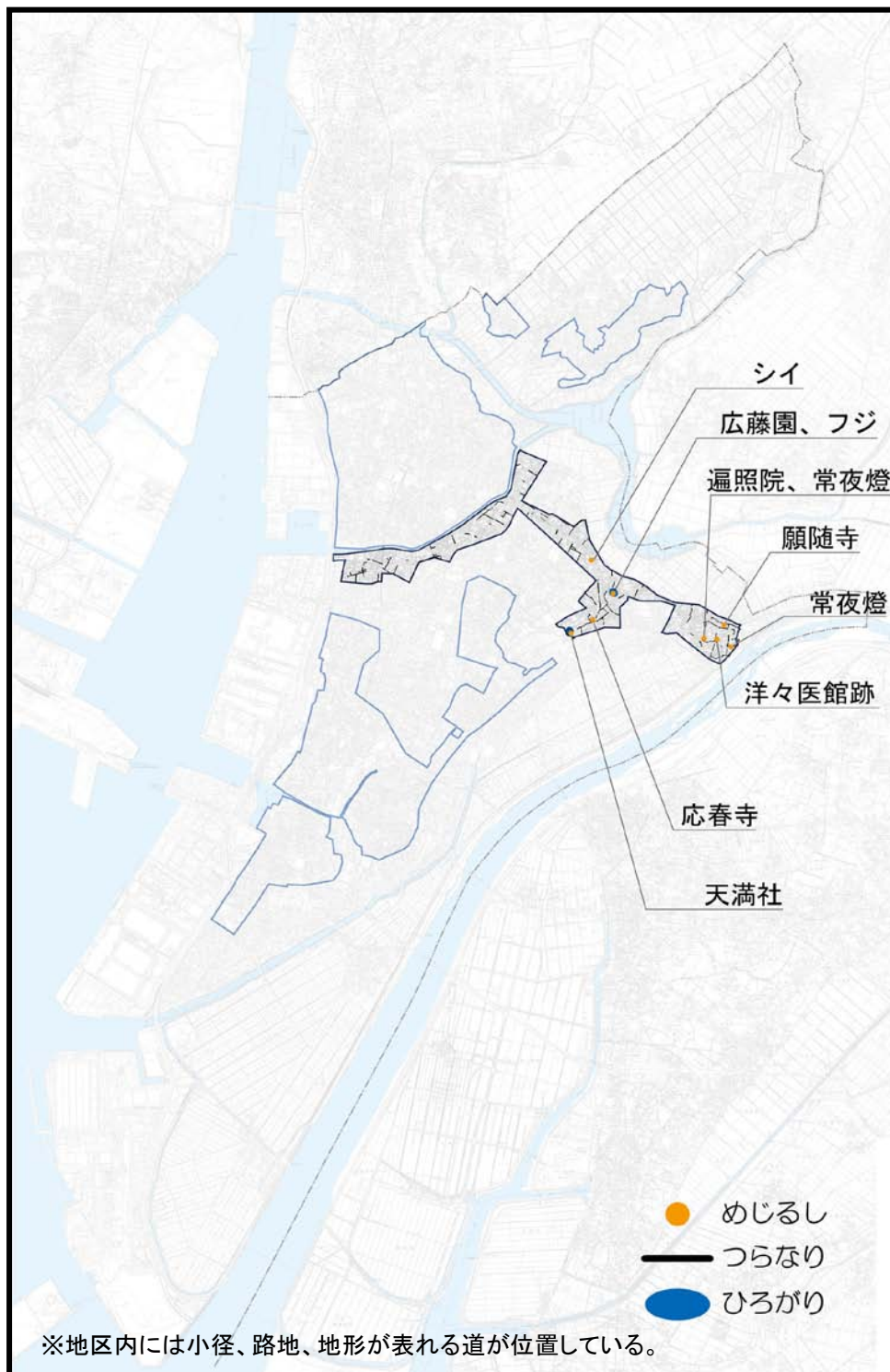
②景色資源の抽出



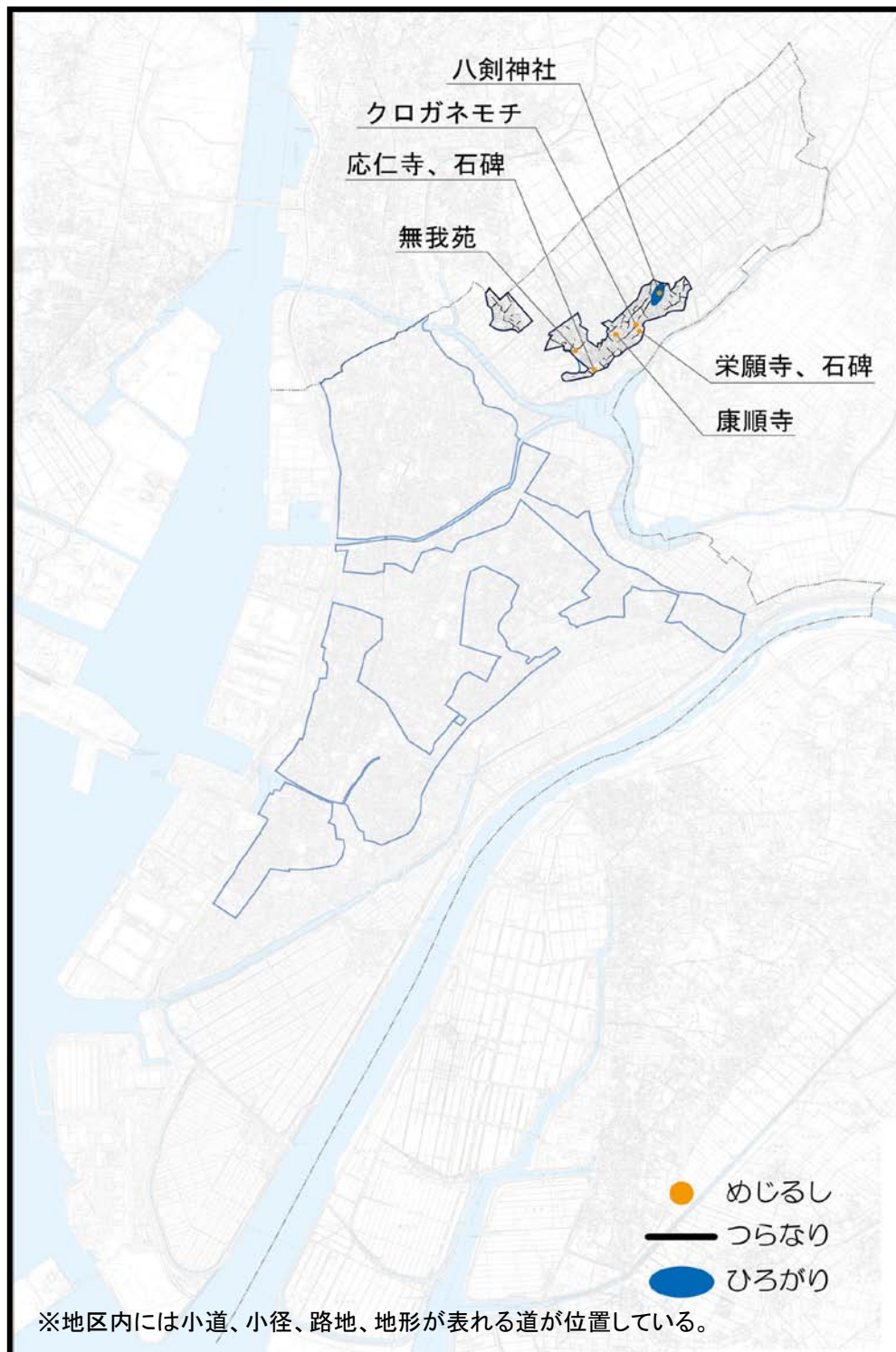
集落ゾーン（新川地区）の景色資源分布図



集落ゾーン（棚尾地区、大浜地区、旭・中央地区の一部）の景色資源分布図



集落ゾーン（旭地区）の景色資源分布図



集落ゾーン（西端地区）の景色資源分布図

集落ゾーンの主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
寺社	・貞照院(霞浦町) ・応仁寺(油渕町) ・西方寺(浜寺町) ・海徳寺(音羽町) ・熊野大神社(宮町) ・八柱神社(弥生町) ・八剣神社(半崎町) ・願随寺(鷺塚町) ・康順寺(札木町) ・栄願寺(吹上町) ・安専寺(棚尾本町) ・天満社(天神町) ・応春寺(天神町) ・法城寺(天王町) ・光輪寺(棚尾本町) ・称名寺(築山町) ・遍照院(鷺林町) ・稲荷社(浜寺町) ・稲荷社(伏見町) ・秋葉社(金山町) ・白山社(久沓町) ・山神社(山神町) ・秋葉社(松江町) ・浅間社(浅間町) ・稲荷社(松江町) ・斎宮社(千福町) ・御鋤社(西山町) ・神明社(相生町) ・住吉社(住吉町) ・本伝寺(築山町) ・清浄院(築山町) ・宝珠寺(音羽町) ・融通山観音寺(築山町) ・深稱寺(羽根町) ・林泉寺(本郷町) ・常行院(本郷町) ・熊野神社(大浜上町)	小道、路地	・小径 ・路地 ・乳母道 ・地形が表れる道	まとまった緑	・広藤園 ・白山社(久沓町) ・天満社(天神町) ・熊野神社(大浜上町) ・山稲荷社(音羽町) ・新川神社(千福町) ・稲荷社(松江町) ・秋葉社(金山町) ・八剣神社(半崎町) ・斎宮社(千福町) ・御鋤社(西山町) ・山神社(山神町) ・津島社(天王町) ・住吉社(住吉町) ・稲荷社(伏見町) ・神明社(相生町) ・霞浦神社(平七町) ・八柱神社(弥生町) ・熊野大神社(宮町) ・浅間社(浅間町) ・稲荷社(浜寺町)
民間施設	・山中従天医館(東浦町・H22) ・旧衣浦温泉 ・八重酒造味酛	緑のつらなり	・ケヤキ並木	—	—
公共施設	・芸術文化ホール ・哲学たいけん村無我苑 ・藤井達吉現代美術館 ・旧大浜警察署 ・洋々医館跡 ・大浜小学校 ・棚尾小学校 ・新川小学校 ・新川中学校 ・南中学校 ・碧南駅 ・新川町駅 ・北新川駅	境界	・切り通し※ ・煉瓦塀 ・板壁 ・土塀	—	—
シンボル	・野外彫刻	—	—	—	—

	・地蔵 ・棚尾小学校の校門 ・新川小学校の裏門 ・常夜燈(鷺林町、松江町、天神町) ・石碑(吹上町、油渕町、宮町、浜寺町) ・火の見やぐら ・旧火力発電所の煙突				
樹木	・クス(西山町) ・霞浦神社のケヤキ(平七町) ・クロガネモチ(吹上町) ・シイ(二本木町) ・モチ(志貴町) ・カイヅカイブキ(錦町) ・イチョウ(浅間町) ・広藤園のフジ	—	—	—	—
公園	・広藤園	—	—	—	—
生活	・山車 ・囃子(大浜中区・鶴ヶ崎区)	—	—	—	—

③歴史と景色特性

- ・平安時代末期から鎌倉時代にかけて興った新仏教により、多くの寺院が建立されました。以来、長い歴史のなかで育まれてきた数多くの神社仏閣は地域のコミュニティの中心となり、現在は集落を特徴づける重要な景色資源の一つとなっています。
- ・江戸時代中期に栄えた酒・味噌・味醂などを製造する醸造業や三州瓦などを製造する窯業は、現在も本市の伝統的産業として栄え、それらの建造物に用いられている瓦や工場の煙突などは、集落を特徴づける重要な景色資源となっています。
- ・明治時代から昭和中期にかけ、市内の集落は大きく拡大していきました。この時代に形成された集落には、黒壁の木造建築物などや路地、商店、衣浦温泉、地域の歴史を記憶する石碑や地蔵などが点在し、現在もなお地域を特徴づける重要な景色資源となっています。
- ・旧海岸線に沿った地域は、緩やかな傾斜や緑のつらなりが残り、当時の情景を物語る景色が残っています。
- ・北新川駅、新川町駅や碧南駅の周辺は、古くから商店街が栄えており、現在もまちの玄関口としての役割を持っています。



路地(浜寺町)



ちりめん干しの景色(築山町)



旧衣浦温泉

- ・近年は建築物などの外装や屋外広告物の色彩なども多様化しています。
- ・文化拠点としての施設や、野外彫刻といった現代作家による文化の発信など、新しい文化の創造が図られています。
- ・名鉄三河線碧南駅以南には、線路などは撤去されていますが、旧駅のプラットホームの一部や縦断的な廃線跡地は残っており、昔の景色を思い浮かべる場所となっています。
- ・大浜地区は、室町時代から港まちとして繁栄してきました。そのため、現在も神社仏閣や工場、黒塀、風情ある路地、ちりめん干しの風景など港まちの趣ある景色が多く残っています。
- ・棚尾地区は、毘沙門天など歴史的・文化的資源が多数存在し、また酒造や鉄工業が発展し、地区の主要道路沿いには商店街が形成され、今も昔の面影を残す景色を形成しています。
- ・新川地区は、北新川駅と新川町駅が玄関口となり、また、地場産業の瓦工場を中心とした工場が立地し、住宅地と混在した土地利用がされています。
- ・旭地区は、旧海岸線に沿っており、現在も斜面や高台などの地形的な名残を留めています。
- ・西端地区は、中世以前から小さな集落が発達しており、周辺に広がる豊かな農地と調和した景色が形成されています。

④課題

- ・旧海岸線の位置を物語る緑のつらなりや地形の変化は、本市の景色の骨格となる重要な景色資源であるため、周辺の建築物や工作物などと調和しながら保全し、景色づくりに活かしていく必要があります。
- ・寺社や蔵、路地などの歴史・文化的な風情の残る地域は、個々の歴史的な建造物や文化財の保全だけでなく、地域における目指すべき景色の将来像を明らかにして、まちなみ全体として保全することが求められます。
- ・住宅地と工業地が混在する地域については、地域の特性や暮らし方を明らかにしながら、景色づくりを考えていく必要があります。
- ・路地や坂道は、活かすべき路地や坂道を明らかにし、保全する必要があります。
- ・道路空間の魅力を高めるとともに、沿道の建築物などに対してそれぞれの地域の将来像に合わせた誘導が求められます。
- ・公園・緑地、市街化区域内の農地は、良好な都市環境の形成に必要な緑として守り育むことが求められます。
- ・集落に接する堀川や新川などの基本軸を活かした景色づくりに取り組むことが求められます。
- ・まちなみの魅力をより高めていくために、市内外から訪れる人を視野に入れて、散策の楽しさが感じられ、回遊性を高めるまちづくりが求められます。
- ・本市の都市拠点である鉄道駅周辺は、商業機能のほか、市民が集い楽しめるレクリエーション機能など、魅力的な都市の景色づくりが求められます。
- ・西端地区は、農地に隣接しているため、周辺の景色との調和を図りながら、新たな景色の創出が求められます。
- ・新たな市街地開発において、周辺の環境と景色に調和した制限・誘導が求められます。

⑤景色づくりの基本方針

- ・旧海岸線の位置を物語る緑のつらなりや地形の変化は、地域を象徴する歴史的な資源として保全し、周辺の建築物や工作物などとの調和に努めます。
- ・寺社や蔵などの景色資源は、地域の歴史・文化を伝える貴重な建造物として、保全・活用を図ります。また、これら建造物などの改修や建替えは、地域における目指すべき景色の将来像を明らかにしながら、歴史的な資源であることを配慮します。
- ・本市における住宅地や工業地が混在する地域は、様々な選択肢の中から地域が思い描く都市環境や景色の将来像を明らかにしながら、景色の創出を推進します。
- ・まちづくりに取組む地域において、まちの安心・安全に配慮した路地の保全・活用とその仕組みづくりを検討します。
- ・主要な区画道路^{*}は、道路の整備と同時に沿道の景色づくりを推進する必要があるため、地域の将来の景色像に沿って、合意形成から整備に至るまでの仕組みづくりに努めます。
- ・公園・緑地や市街化区域内の農地などは、良好な都市環境の形成に必要な緑として保全・活用を図ります。
- ・集落に接する堀川や新川などの基本軸を活かした景色の創出を推進します。
- ・路地を回遊しながら歴史性に富んだまちなみを体感できるように、サインや道路の修景、まちかどにおける憩いの空間の整備など、地域の魅力を高める景色の創出を推進します。
- ・北新川駅、新川町駅、碧南駅周辺は、それぞれが持っている歴史・文化、商業、福祉、居住などの地域特性を活かし、生活利便性の向上を図りながら、市の都市拠点として魅力的な都市の景色の創出を推進します。
- ・西端地区の集落は、豊かな自然や農地と調和した景色を持続するために、建築物などの制限や誘導を図ります。
- ・民間開発などの新たな開発行為を行う場合は、地区計画や建築協定、景観協定などを活用し、周辺の景色との調和に配慮した制限・誘導を図ります。

(3) 近代開拓ゾーン

①概要

主に、昭和時代後期以降に集落の周辺に市街化が進んだ区域です。

②景色資源の抽出



近代開拓ゾーンの景色資源分布図

近代開拓ゾーンの主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
寺社	・天満神社(鷺林町)	小道、路地	・小径 ・路地 ・碧緑地の遊歩道	まとまった緑	・稻荷社(前浜町) ・神明社(笹山町) ・天満神社(鷺林町)
民間施設	・板倉元代邸(作塚町・H2) ・いくた整形外科(中山町・H5)	緑のつらなり	・碧緑地 ・斜面林	—	—
公共施設	・鷺塚小学校 ・西端小学校 ・中央中学校 ・市営住宅(笹山、三度山)	大きな通り	・(主)安城碧南線	—	—
シンボル	・野外彫刻 ・道標(志貴崎町) ・旧棚尾駅ホーム	—	—	—	—
樹木	・クス(旭町)	—	—	—	—

③歴史と景色特性

- ・旭地区や西端地区、棚尾地区、大浜地区などの一部は、昭和 40 年代以降に市街化が進み、現在、市街地の大部分には新興住宅が建ち並んでいます。
- ・1600 年代は海に面していた旭地区は、旧海岸線の名残として斜面に連なる緑が残っています。
- ・旭地区西部は、旧平和用水によって耕地化された後、宅地の需要増加に合わせ市街化されましたが、現在でもまだ田畑が多く残っており、市民に貴重な緑を提供しています。
- ・線路や鉄橋などは撤去されていますが、旧駅のプラットホームの一部や縦断的な廃線跡地は残っており、昔の景色を思い浮かべる場所となっています。
- ・川口町や前浜町の集落は、昭和 21 年以降に形成された住宅街に、美しい生垣がみられます。
- ・都市計画道路※安城碧南線の沿道には、郊外型の商業施設が建ち並んでいます。
- ・ゾーンの一部には工業施設が立ち並ぶ箇所があります。
- ・ゾーン各地に路地が残っていると同時に、東西南北に連絡する都市計画道路※などの幹線道路が整備されています。



住宅地(笹山町)



トヨタ自動車寮(塩浜町)

④課題

- ・商業施設や工業施設などが建ち並ぶ地域は、周辺の住環境との調和や緑化の推進などが求められます。
- ・都市計画道路※などの幹線道路は、主要な都市施設として、良好な都市の景色の形成において、沿道とともに魅力ある景色の創出が求められます。また、沿道の建築物などや屋外広告物に対するルールづくりが必要です。
- ・路地や坂道は、活かすべき路地や坂道を明らかにし、保全する必要があります。
- ・住宅地については、生垣や庭木など、今ある緑を大切にしながらゆとりある住環境を維持する必要があります。
- ・浸水被害区域※に含まれる地域は、災害時の安全面に配慮しながら景色づくりを行う必要があります。
- ・市街化調整区域の集落は、周辺に田園や緑に囲まれた豊かな住環境が形成されているため、新田開発ゾーンとの調和を配慮する必要があります。
- ・民間による開発や今後実施される新たな開発行為においても、周辺の景色と調和した制限や誘導が求められます。

⑤景色づくりの基本方針

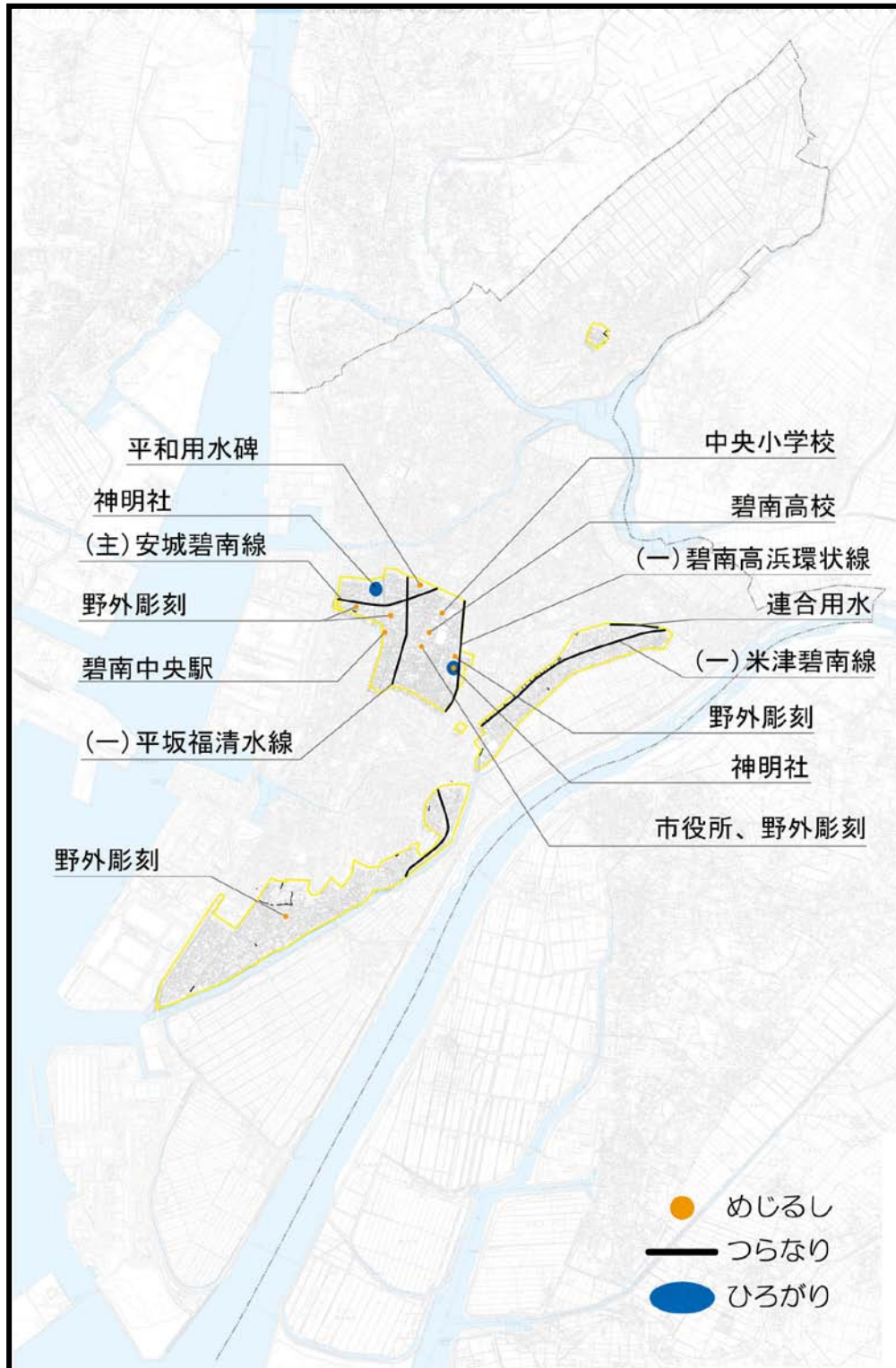
- ・商業施設や工業施設については、周辺の住宅地との調和や緑化の誘導を図ります。
- ・都市計画道路※などの幹線道路は、電線類の地中化や街路灯及び歩道の修景整備、沿道の緑化を推進並びに促進するとともに、街路樹の適正な維持管理を検討します。
- ・都市計画道路※などの幹線道路沿いの商業施設や工業施設は、周辺の住宅と調和するよう、建築物や屋外広告物に関する制限や誘導を図ります。
- ・まちづくりに取組む地域において、まちの安心・安全に配慮した路地の保全・活用とその仕組み作りを検討します。
- ・生垣を有する良好な住宅地の形成を進めるとともに、住宅の建替えや新築時においては、周囲の景色との調和を意識するよう制限や誘導を図り、落ち着いたあるまじみの形成を図ります。
- ・浸水被害区域※に含まれる地域は、浸水被害に対する安全確保を図りつつ、周辺の景色との調和に配慮し、安心・安全で快適な住環境の創出を図ります。
- ・市街化調整区域の集落は、周辺の田園環境と調和するように建築物や緑化を誘導し、良好な集落環境の保全を推進します。
- ・土地区画整理事業や民間開発などの新たな市街地開発を行う場合は、地区計画や建築協定、景観協定などを活用し、周辺の建築物などと調和するように制限や誘導を図ります。

(4) 新市街地ゾーン

①概要

土地区画整理事業の施行済、施行中の区域です。

②景色資源の抽出



新市街地ゾーンの景色資源分布図

新市街地ゾーンの主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
寺社	・神明社(源氏神明町)	小道、路地	・路地	まとまった緑	・神明社(源氏神明町) ・神明社(宮後町)
公共施設	・市役所 ・中央小学校 ・碧南高校 ・碧南中央駅	大きな通り	・(主)安城碧南線 ・(一)碧南高浜環状線 ・(一)平坂福清水線 ・(一)米津碧南線	—	—
シンボル	・平和用水碑 ・野外彫刻	河川、用水路	・連合用水	—	—
生活	・碧南チャラボコ連合保存会	—	—	—	—

③歴史と景色特性

- ・昭和 38 年（1963 年）からこれまで 10 地区で土地区画整理事業による、都市基盤が整備されてきています。また、現在も 2 地区で土地区画整理事業が行われています。
- ・名鉄三河線の碧南中央駅は、市の中心部に位置し、市役所や学校など、公共施設が集まっています。
- ・土地区画整理事業施行済地区では、都市基盤施設が整備された良好な住宅地を形成しています。
- ・近年は建築物などの外装や屋外広告物の色彩なども多様化しています。
- ・農地、生産緑地地区が多く点在しており、市街地の貴重な緑として機能しています。
- ・平七土地区画整理事業地区、平七第二土地区画整理事業地区、雨池土地区画整理事業地区は、名鉄三河線の廃線跡地が残っており、昔の景色を思い浮かべることのできる場所となっています。



碧南中央駅



住宅と農地(権現町)

④課題

- ・本市の中心市街地※である碧南中央駅周辺は、商業機能のほか、官公庁施設などの業務機能や、市民が集い楽しめるレクリエーション機能など、多機能な都市づくりを進めるとともに、中心市街地※として魅力ある都市の景色づくりが求められます。
- ・土地区画整理事業地区は、比較的歴史の浅い地域であるため、景色の将来像をより明確にし、100 年先に「歴史あるまち」と言われるような新たな方向性を見出していく必要があります。
- ・都市計画道路※などの幹線道路は、主要な都市施設として、良好な都市の景色の形成において、沿道とともに魅力ある景色の創出が求められます。また、沿道の建築物や屋外広告物に対するルールづくりが求められます。

- ・地域に点在する寺社などは、地域のシンボルとして、積極的に保全する必要があります。
- ・浸水被害の恐れがある区域は、災害時の安全面に配慮しながら景色づくりを行っていく必要があります。

⑤景色づくりの基本方針

- ・碧南中央駅周辺は、都市機能の多様化と生活利便性の向上を図りながら、本市の中心市街地※としてふさわしいにぎわいのある魅力的な都市の顔づくりを推進並びに促進します。
- ・市役所などの公共施設が集積している地域では、緑の確保や建築物などの制限や誘導を図ります。
- ・土地区画整理事業地区においては、住宅敷地内の緑化や周辺のまちなみと調和した外観とするなど、新たなまちの景色の将来像をより具体的に描くことを目指します。
- ・都市計画道路※などの幹線道路は、電線類の地中化や街路灯及び歩道の修景整備、沿道の緑化を推進するとともに、街路樹の適正な維持管理を検討します
- ・都市計画道路※などの幹線道路沿いの商業施設は、周辺の住宅と調和するよう、建築物や屋外広告物に関する制限や誘導を図ります。
- ・地域に点在する寺社などは、寺社内の建造物や建造物を囲む樹木などの全てが地域のシンボルとして重要な役割を担っているため、貴重な景色資源として保全・活用します。
- ・浸水被害区域※に含まれる地域は、浸水被害に対する安全確保を図りつつ、周辺の景色との調和に配慮し、安心・安全で快適な住環境の創出を図ります。

(5) 臨海ゾーン

①概要

潮遊池（公有水面※）以西の埋め立て地で臨海工業地帯を主とし、新川港、大浜漁港を含む区域です。

②景色資源の抽出



臨海ゾーンの景色資源分布図

臨海ゾーンの主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
民間施設	・中部電力(株)碧南火力発電所	小道、路地	・ボードウォーク ・遊歩道	海・産業	・大浜漁港 ・新川港 ・衣浦港
公共施設	・海浜水族館 ・臨海体育館	緑のつらなり	・碧緑地 ・玉津浦緑地 ・緩衝緑地	まとまった緑	・須磨海岸緑地 ・港南緑地
シンボル	・野外彫刻 ・権現崎灯台	大きな通り	・衣浦トンネル	—	—
公園	・明石公園 ・権現崎緑地 ・臨海公園	橋梁	・港新川橋 ・港大浜橋	—	—
—	—	海の記憶	・旧新須磨海岸	—	—
—	—	河川、水路	・潮遊池(公有水面※)	—	—

③歴史と景色特性

- ・旧衣ヶ浦（衣浦港）は天然の良港であり、古くから海運の基地として発展してきました。
- ・明治時代、名古屋港に次ぐ主要港であった新川港、大浜漁港では、米・酒・味噌・瓦などの重量物の海上輸送が行われ、大浜地区や新川地区の商工業を大きく発展させました。現在は陸路輸送にとって代わりましたが、当時の海運の面影が残り、今も特色ある景色を形成しています。
- ・昭和 34 年（1959 年）以降、臨海部の土地造成が始まり、昭和 36 年（1961 年）に策定された衣浦港湾計画により、10 か年計画で海面埋め立てによる土地造成などが行われました。現在は、約 150 社が集積し、工場、倉庫やタンク等の大規模な建築物などが建ち並んでおり、壮大な景色を形成しています。
- ・大浜漁港は、今日もなお漁港としての機能を持つ一方で、新川港は生産加工の役目に加え、小型漁船やヨットが並ぶ新しい港の景色が生まれています。
- ・臨海部と市街地の間には、公園・緑地、スポーツ施設、港湾会館などの施設が整備され、人々が憩う景色が広がっています。



ボードウォーク



大浜漁港

④課題

- ・臨海工業地帯は、工場や倉庫の大規模な建築物などが建ち並んでおり、海や周辺の自然環境との調和が求められます。
- ・産業活動の場としての工場群や周辺の都市計画道路※などの幹線道路は、緑化などを進め、安らぎやゆとりの持てる生産環境の創出が必要です。
- ・海と親しめる空間は限られており、より多くの人が海との繋がりを得られるよう新川港や大浜漁港を活用した環境整備や公共岸壁、企業岸壁などの市民への開放が求められています。

す。

- ・ゾーンを縁取る公園・緑地、潮遊池（公有水面※）の景色を、今後も維持していくことが求められます。

⑤景色づくりの基本方針

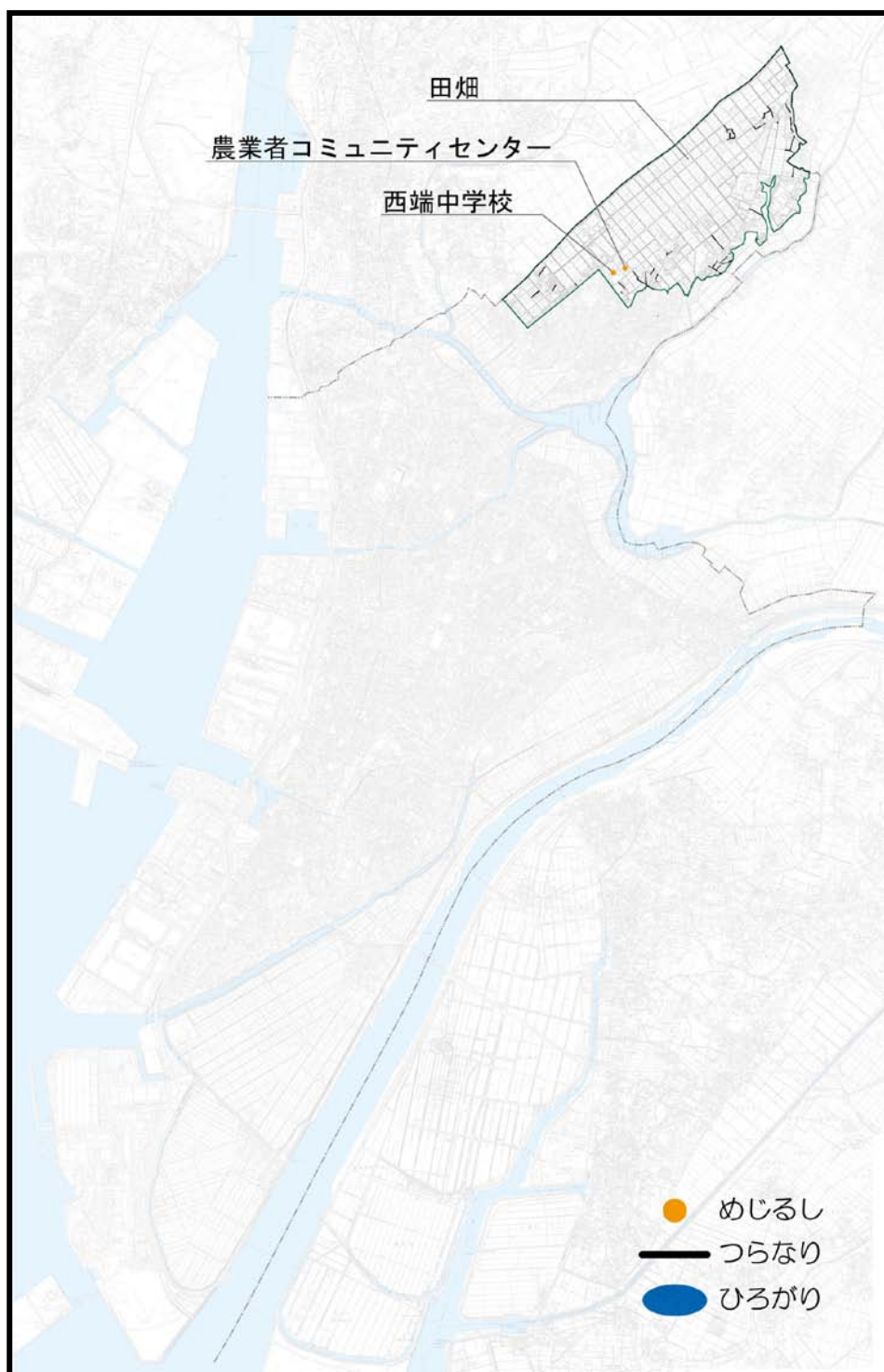
- ・工場や倉庫の大規模な建築物などは、都市計画道路※などの幹線道路や市街地からの景色だけでなく、衣浦港の対岸からの広域的な景色にも配慮した誘導を図ります。
- ・工場群や国道 247 号及び市道港南 1 号線は、敷地内緑地の維持管理の促進や、周囲の自然環境に配慮した緩衝緑地による緑化の促進を図り、周辺のまちなみと調和した潤いのある景色の創出を進めます。
- ・海の玄関口である新川港と大浜漁港は、豊かな自然や生活の営みとの調和を図りながら、身近に海と親しめる空間の創出を目指します。
- ・公共岸壁や企業岸壁の開放を施設管理者とともに検討し、市民が集い、安らげる、新たな海の景色の創出を目指します。
- ・臨海ゾーンを縁取る公園・緑地、緑道、潮遊池（公有水面※）は、今後も適正に維持管理し安らぎのある景色の保全・活用を推進します。

(6) 田園ゾーン

①概要

西端地区における広大な田園が広がる区域で、市街化調整区域に含まれます。

②景色資源の抽出



田園ゾーンの景色資源分布図

田園ゾーンの主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
公共施設	・西端中学校 ・農業者コミュニティーセンター	—	—	農業	・田畑

③歴史と景色特性

- ・昭和 45 年（1970 年）から昭和 48 年（1973 年）にかけて、水田地帯の団体営ほ場整備事業により区画割りされた現在の水田の景色が生まれました。
- ・田園ゾーンの緑は、周辺の住宅地に豊かな緑を提供する重要な役割を担っています。
- ・本ゾーンは、いちじくの特産地であり、夏ごろにむらさき色の実のなる景色が各地で見られます。



清水町交差点から南を望む

④課題

- ・市街地の背景である田園については、本市における景色上の骨格として、生物多様性に配慮しながら適切に保全していく必要があります。
- ・農地に隣接する建築物などは、周辺の自然の景色との調和が求められます。
- ・新たに建てられる建築物や市街化区域への編入が想定される地域は、周辺の景色との調和を配慮することが求められます。



清水町交差点から北を望む

⑤景色づくりの基本方針

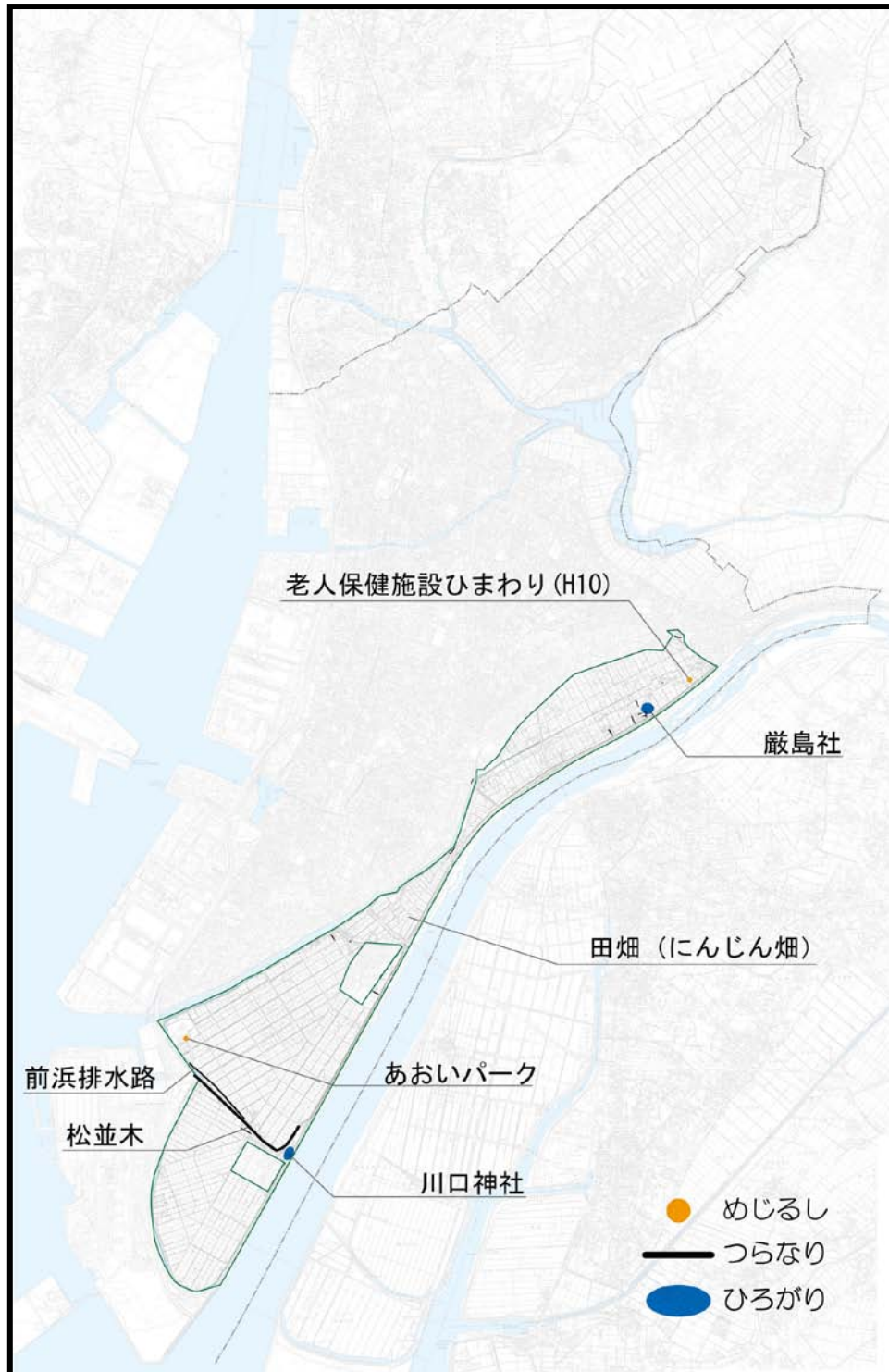
- ・生産の場であると同時に人々に安らぎと潤いを与える田園については、生物多様性に配慮した水質環境を保全する取組などを行い、自然豊かな景色を保全・活用します。
- ・田園の景色を守る観点から、農業の担い手の確保や農業振興を図り、農用地の保全に努めます。
- ・田園ゾーンの建築物や工作物の配置などは、周辺の緑豊かな景色との調和に配慮して、景色の保全、創出を目指します。
- ・周囲を田園や緑に囲まれた建築物などは、生垣のある景色や住宅の佇まいを保全しながら、懐かしさを感じる魅力的な景色の保全を目指します。
- ・新たに建てられる建築物や工作物などは、周辺の景色との調和や農村集落のまとまりを意識するよう誘導を図り、落ち着いた集落の景色の保全を目指します。
- ・市街化区域への編入が想定される地域の建築物や工作物などは、周辺の景色との調和に配慮した制限や誘導を推進します。

(7) 新田開発ゾーン

①概要

1700年代以降に新田開発が行われた田畑が広がる区域で、市街化調整区域に含まれます。

②景色資源の抽出



新田開発ゾーンの景色資源分布図

新田開発ゾーンの主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
民間施設	・老人保健施設ひまわり(H10)	緑のつらなり	・松並木	まとまった緑	・川口神社(川口町) ・厳島社(流作町)
公共施設	・あおいパーク	河川、水路	・前浜排水路	農業	・田畑(にんじん畑)

③歴史と景色特性

- ・1600年代には海であったこの地域は、矢作古川周辺の氾濫を防ぐために掘られた矢作新川（現在：矢作川）の運ぶ土砂により年々旧衣ヶ浦湾の海を埋めていきました。
- ・1700年～1800年代にかけ、大浜村や棚尾村の村人たちの協力により、村の費用を使って前浜新田が開拓されました。
- ・前浜新田は、台風の高潮による海岸堤防の決壊などによりたびたび大きな被害を受けたものの、新田の改良が繰り返され、現在は根菜類の特産地となりました。
- ・本ゾーンの田園風景やにんじん畑は、美しい眺望の景色をつくり出しています。



田園風景(潮見町)



畑とビニールハウス(前浜町)

④課題

- ・市街地の背景である田園については、本市における景色上の骨格として、生物多様性に配慮しながら適切に保全する必要があります。
- ・農地に隣接する建築物などは、周辺の自然の景色との調和が求められます。
- ・矢作川や蜷川から望む広大な田畑の景色を保全していく必要があります。
- ・新たに市街化区域への編入が想定される地域は、周辺の景色との調和を配慮することが求められます。

⑤景色づくりの基本方針

- ・生産の場であると同時に人々に安らぎと潤いを与える田園については、生物多様性に配慮した水質環境を保全する取組などを行い、自然豊かな景色を保全・活用します。
- ・田園の景色を守る観点から、農業の担い手の確保や農業振興を図り、農用地の保全に努めます。
- ・新田ゾーンの建築物や工作物の配置などは、周辺の緑豊かな景色との調和に配慮して、景色の保全、創出を目指します。
- ・周囲を田園や緑に囲まれた建築物などは、生垣のある景色や住宅の佇まいを保全しながら、懐かしさを感じる魅力的な景色の保全を目指します。
- ・新たに建てられる建築物や工作物などは、周辺の景色との調和や農村集落のまとまりを意識するよう誘導を図り、落ち着いた集落の景色の保全を目指します。

- ・ 矢作川や蜷川からの眺望を保全するため、新たに建築される建築物、工作物、屋外広告物は、自然の景色と調和するよう誘導を図ります。
- ・ 市街化区域への編入が想定される地域の建築物や工作物などは、周辺の景色との調和に配慮した制限や誘導を図ります。

用語一覧

あ行

か行

河川区域

一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの河川としての役割をもつ土地である。河川区域は、洪水などの災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川方が適用される区域である。

感潮河川

河川の水位が、潮の満ち引きの影響を受ける区間がある河川のこと。満潮時には、河川の水位が上昇し、干潮時には下降する区間の河川である。

景観行政団体

景観行政を担う主体のこと。政令市、中核市、都道府県以外の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になる。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることが出来る。

漁港管理条例

漁港漁場整備法及び地方自治法の規定に基づき、県、市が管理する漁港の維持管理について、必要な事項を定めた条例。

切り通し

山や丘など切り開いて、人馬の交通を行えるようにした道。

主要な区画道路

約 250m 四方の住民のみの利用を対象としている幅員 7 m から 12m の道路。

工業専用地域

都市計画法による用途地域の一つで、工業の業務の利便の増進を図る地域。

高水敷

常に水が流れている低水路より一段高い部分の敷地。平常時は多様な形で利用されてい

るが、大きな洪水時には水に浸かる場所。

公有水面

河・海・湖・沼その他公用に供する水流または水面で、国が所有するもの。

景観重要建造物・景観重要樹木

景観法に基づき、地域の自然、歴史、文化の観点から特徴的な外観を有し、地域の良好な景観の形成に重要とされる建造物や樹木に対して除却や外観の変更などに規制を行い、保全を図るもの。

さ行

視点場

景色を眺める人の位置（視点）が存在する空間。その空間の状態（快適さ等）によって景色の感じ方も変わる。

浸水被害区域

過去に水害により、浸水の被害を受けたことがある区域のこと。

スカイライン

山や田園、建物などが空を区切って作る輪郭。

心象風景

心の中に思い描いたり、浮かんたり、刻み込まれている風景。

生物多様性

地球上に生息するあらゆる生物種の多様さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態。また、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さのこと。

た行

中心市街地

都市における地域の中心となる地区のこと。

都市計画道路

健全な市街地の形成と活力ある都市形成に

寄与するため、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路をいい、その機能に応じて、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種に分けられる。

添景

風景画・風景写真などで、全体を引き立たせるために加えられた人や物など。

な行

は行

標高

東京湾の平均海水面からの高さ。

ま行

や行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が利用できる製品や環境などのデザインすること。

ら行

わ行